第７回丹波市不正事務処理に関する第三者委員会会議録

日時　平成26年７月15日（火）
場所　兵庫県民会館会議室　亀

【会議開催時間】
　会議開始時刻　13時00分
　会議終了時刻　16時00分

【会議日程】
1　定足数の確認　　委員５名出席により定足数を満たしているため会議を開催する。
2　委員長あいさつ　大内委員長あいさつ
3　議事
（1）　本委員会に提出した資料について
　①　前回の会議において、口頭により説明した水道部からの聞き取り事項を書面化した資料について総務課長が詳細説明を行った。
　②　水道事業運営審議会で委員から意見のあった事項について、その後どのように生かされているのか水道部に資料を求め、確認することとした。
（２）　第三者委員会中間報告素案の内容を確認し、構成の修正を行った。
（３）　９月初旬に委員長及び職務代行者が中間報告を行うこととした。
（４）　人材育成基本方針のほか人事評価制度等の資料及び丹波市決裁規程の提出を求めることとした。
4　次回の委員会の日程について
　平成26年８月11日(月)　午後１時から　兵庫県民会館会議室304で開催することとした。
5　傍聴者　なし
6　会議に出席した者（９名）
　委員会委員　安藤委員、大内委員、上脇委員、北林委員、元吉委員
　委員会事務局　企画総務部総務課長、同課庶務係長及び同課職員２名

第７回丹波市不正事務処理に関する第三者委員会

日時　平成26年７月15日（火）

場所　兵庫県民会館

●安田総務課長　皆さん大変どうもご苦労さまでございます。

それでは、この会議次第に従いまして始めさせていただきたいと思います。

まず、１番の定足数の確認でございますが、委員会条例第７条第２項の定足数を満たしておりますので、ただいまから第７回丹波市不正事務処理に関する第三者委員会を開会いたします。

続きまして、２番目の大内委員長からご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

●大内委員長　お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。事務局も遠路はるばる来ていただきましてご苦労さまでございます。

前回の委員会から今日まで、その期間の中で、委員の皆様、本当に精力的に調査、それから起案をしていただきましてありがとうございます。何となく形がおぼろげながら完成らしきものが見えてまいりましたので、あとこの夏の間、８月いっぱいということですけれども、頑張って仕上げていきたいと思います。今後ともよろしくお願いいたします。

●安田総務課長　ありがとうございます。

３番目の議事進行につきましては、委員会条例第７条１項の規定によりまして、委員長に議長となって会議進行を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

●大内委員長　それでは、議事に入りますが、その前に事務局のほうから、一応いただいた資料もあるのですけれども、そのご説明はいただけますかね。

●安田総務課長　委員長

●大内委員長　はい、お願いします。

●安田総務課長　６月２７日に提出をさせていただきました資料について簡単にご説明を申し上げます。

まず、前回６月１３日の会議のときに私のほうから口頭で説明をした内容について書面でまとめたものでございます。それを１つは、送らせていただきました。一部口頭で説明しましたこと以外にも、ちょっと調整として水道のビジョンのこととか、水道施設の統合

整備事業についての説明を新たにつけ加えをさせていただいております。水道ビジョンについては、丹波市全体の水道事業の将来的な絵を描いた、イメージしたものというのをビジョンというふうに考えておりまして、水道施設の統合整備事業というのは、そのビジョンに記載されている統廃合の整備計画を具体的に実施していく実施計画といいますか、そういうものというふうな位置づけであるというふうなことを資料の中でも説明をつけ加えさせていただいております。

あと、水道事業の運営審議会の経過資料についても添付をさせていただいておりまして、水道ビジョンと統合整備事業に対する審議経過ということで１回から２６回まで、それから６月２４日には２７回のも開催されているんですが、この資料の中では２６回分をつけております。

それからあと、２番目には水道部における工程会議に係る資料、これは平成２５年度の水道部における部内とか課内の会議一覧というのを資料として提出をしております。これも前回説明をさせていただきましたとおり、水道部の幹部で７回の工程会議、それから業務課で７回の会議、工務課が１０回の会議をしておるわけですが、それの一覧表をつけております。ただ、会議ごとに改善を取りまとめたものとか、現在とこれまでの状況を対比できるものがあればつけるようにというふうなこともご指摘があったんですが、そのことについては特にないというふうなことを聞いておりますので、そのことについてはちょっとつけておりませんことをご報告をさせていただきます。

それとあと、それ以外のその他として３つつけております。それが資料の３になるんですが、アとしましては、１月の年末年始、それから４月の年度当初における市長訓示の内容について、これも正確な市長の訓示内容というのがございませんでしたので、新聞記事として提出をさせていただいております。ちょっと秘書担当の作成した原稿がございませんでしたので、ほかのものとしてそれをつけておりますのをご了解いただきたいと思います。

それと、イとしては、６月２５日付の不正事務処理、それから不正印刷事件調査特別委員会、百条委員会の中間報告が出ましたので、それの報告書をつけております。

それから、ウとして、これも百条委員会の３月２８日開催の会議録、第８回になりますが、これを提出をさせていただいております。

以降については、また会議録が整い次第報告させていただきたいと思います。

それとあと、５月１日の資料を出したときに、消防本部の平成２６年の目標管理シート

がまだ未確定のために提出をしておりませんでした。それが確定したということで、今回追加資料として、５月１日に本来提出すべき資料として添付をさせていただいておりますので、そのことについても報告をさせていただきます。

以上が６月２７日提出資料として提出をさせていただいております資料の内容です。

以上です。

●大内委員長　はい、ありがとうございます。何かご質問ございませんか。

●上脇委員　最初の資料の１、説明していただいた件ですが、前いただいたときはたしか３回か４回ぐらいの会議録、簡単なやつだったですよね。それだけじゃなかったと、それ以外でもまだずっとやっていたということですよね。その確認です。

もう一つは、これビジョンについての審議経過のやつを見ていくと、現地視察を行うべきだとか、そういう主な意見が書いてあるんですが、現地視察を行うべきだというのは、自分たちがという意味なんですかね。職員が行ってないだろうって、そんなことはないですよね。行うべきだというのはどういう意味なのかというのと、あと、これずっと次のページまで見ていくと、例えば地元に対して十分に説明し、理解を得てから調査を進めていきたいとかあるのは、逆に言うと、なかなか地元の理解が得られないというのが報告されて、わかっていたからこういう意見が出たのかというのがちょっと気になるんですね。ということは、それは何を意味するかというと、地元の理解が得られないというのがわかっていながらそのまま進んだのか、いや、そんなことはもう全く考えずにこのビジョンが進められたかによって評価が大分違ってくると思うんですけど、どうなんですかね。どう理解したらいいのか、ちょっと読んでてわかんなかったです。

●安田総務課長　委員長、よろしいですか。

●大内委員長　はい、どうぞ。

●安田総務課長　１点目の現地視察というのは、当然職員は現場は熟知しておりますので、おそらくここの審議会の委員さんが現地を確認したいという、そういう意味でおっしゃっておるんではないかと思います。

●上脇委員　実際視察をやってるんですよね。僕の見落とし。

●大内委員長　ところどころ気になる記載もありますよね。

●上脇委員　だから、言いっ放しだとこれ意味がないわけで。有言実行してもらわないといけないわけですので。こういうのがちょっと気になるんですよね。要するに、ここが機能していたかどうかなんですよね。それは先ほどの地元の理解のところもそうで、その現

場の人たちだけが地元の理解を得るのは大変だって言って困ってたのか、ここのビジョンを検討するところもそれはわかった上でそのことが進んだのかによって、現場の人たちだけの責任じゃなくなっちゃう可能性がありますよね。それはわかりますかね。

●安田総務課長　ちょっとそれは水道のほうに確認させてもらってよろしいですか。

●上脇委員　結構僕は重要かなと思ってるので。もちろん最終的に評価のところでどこまで生かされるかというのはちょっとわからないんですが、そういうのがちょっと幾つかあったので。僕のほうからは以上です。

●大内委員長　では、水道部のほうに確認できることは確認してください。

ほかございませんか。

そうしましたら、またありましたら後ほどお聞きいただくということで、一応資料説明はこれでよろしゅうございますかね。

それでは、お手元に今日事務局のほうから配っていただいたのかな。報告書の素案というのが来てると思いますけれども、これは金曜日の最終段階で入ったメールが反映されてるということかな。

●荒木庶務係長　その後、上脇先生のほうから整理していただいたやつが昨日の午前中届いてまして、最終、それをもとに字句の修正はしたのを。

●大内委員長　そうそう、月曜の午前中だった。誤字とかそういうのを修正するというて入ってた分ですね。

●上脇委員　僕の初歩的なミスが発覚してしまいましたか。

●大内委員長　私のほうだっていっぱいある。

そうしたら、今日はとりあえずこれをたたき台にして進めるということにいたしますが、事実の認定に意見の相違があればその次には進まないということになりますので、まず事実認定についてのご意見をお聞きするというところから始めましょうかね。

●上脇委員　その前に、この「はじめに」のところですけど、何で中間報告を出すかの一文があってもいいかなと思ったんですが。

●大内委員長　ここら辺ね、私ちょっと気になったんで書きかえてるんですわ。ただ、今日はぎりぎりで、今日出すのもどうかなと思って。いや、この「第１はじめに」として持ってきたらどうもつながりぐあいが悪いので、第１じゃなくて、とにかく「はじめに」にして、それから第１は、不正な事務処理の発生、丹波市における不正な事務処理の発生と市の対応というふうなタイトルにして、続けていって、初めはちょっとここもさわらない

かんですけど、委員会としてやるよと。委員会のまた詳しい内容は次に出てくるわけですから、何か前文的なことで中間報告としてまとめますというような形で短く上げようかなと、それはそう思ってるんですが。

●上脇委員　じゃあ、それを入れていただく。多分、もしこれ記者が一番気にすると思うんですね。何で中間報告出たんですかという。

●大内委員長　そうですね。中間報告を出すに至った経緯をじゃあここに上げて。

●上脇委員　すみません、お願いします。

●大内委員長　ちょっと気になったもんで、私も。でも、まず本質から先に話ししないといけないかと思いましたんでね。ちょっとこれは自分のほうで考えてみますので、またメールさせていただきます。

●元吉委員　どうしますかね。中間報告を出す意味ですけど、最終ですと予測するかです。予定しますかと。

●大内委員長　中間報告を出す意味は、やはり早急な対応を迫るというか、でしょうね。

●上脇委員　単純化して言うと、僕らが主体的に出すのと、市のほうの、例えば市長からそういう要求があったから出しますというのとでは何となくニュアンスが違うので、率直な、だからその辺はちょっと気になったので。

●大内委員長　どうしましょう。根本的なお話になるけど。要請もあり、その必要があるので。

●上脇委員　ということですね、でいいでしょう。

●元吉委員　最終はいつ。

●上脇委員　僕らの任期が。

●大内委員長　任期は年度末まであるんじゃないですか。

●上脇委員　年度末ですよね。年末じゃなくて年度末。

●元吉委員　ということは、年度末が最終になるということですか。

●上脇委員　そうですね。それまでにということですよ。

●元吉委員　ということは中間の意味がそこで変わりますよね。年度末では間に合わないもの、さらに早急に考慮すべき及び手をつけるべきと２点あるかね。

●大内委員長　早急に意識を改め、対策を講ずべきものは講じる、まず始めなくてはいけないということで、中間報告を出しますと。ちょっと余りまとまった言い方が今できないですけど、そういうところで、第１じゃなくて、「はじめに」で中間報告を出す意味です

ね。とにかく一日も早く認識を改めてもらうことと、できるところから取りかかるというために、そういう意味で中間報告を出しますというふうに、ちょっとそれは私のほうでまとめさせていただくということで、後で皆さんの……。

●上脇委員　ちょっとこれ、僕らで論文書くときにそうなんですが、「はじめに」と最初ばあっと書いといて、最後まで書いてから「はじめに」を書き直すんで。

●大内委員長　そうですね。いや、このままではものすごくさわりが悪いなと思ってるんですけど。

●元吉委員　もう一つ聞いていいですか。役所の中にも対応すべき委員会というか、ありますよね。それとこの第三者委員会がどんな関係にあるんですかとなったとき、ただただ年度末まで報告が出るのをお待ちいただく状況なのか、中間報告を出すということをもって、ある程度市でも対応を始めていくという取り組みを意図するのかということです。つまりさっき言ったように、早急に始められるものは始めてもらうためにも出すということは、そういう……。

●上脇委員　まあまあ市が僕らの方向性をどう受けとめるかですね。

●元吉委員　そうですね。中間なんだけれども、ある程度の意図するものとしてご理解いただいたら、始められるものは早急に移していただくことを期待してるということです。

●上脇委員　言い替えると、最終報告、答申では、中間出したのに何やというのも書けるわけですよ、もし対応がなければ。

●北林委員　これ事務局にお聞きするんですけれども、この委員会と、今委員が言われた市内部の委員会との関係なんですけどね、それとは全く何も関係はないんですよね。全くと言ったらおかしいんですけども、その市の委員会というのは第三者委員会云々、例えば報告を実行する云々とか、そういうことは別になかったですね。だから、そこの部分は全くもう考えなくてもいいんですよね。いわゆる市の委員会というのの役割というか存在というんか。

●上脇委員　僕らはとりあえず僕らでやれることをやって、市は再発防止委員会が動くかどうか向こうが判断されるでしょうから。それを後でまた報告していただけりゃいいんじゃないですか。中間報告出して何かされましたかと問いただせる。

●大内委員長　市の委員会と連携するとか、そういうことじゃなくて。

●上脇委員　僕ら独立してますからね。

●大内委員長　独立しないといけないわけだから。

●元吉委員　そう思います。ただ、当初いただいていた市の対応からその後変化があったとしたら、それはそれでご報告いただきたいなと思っています。例えばこちらはこちらで独立しているんですけれども、年度当初に教えていただいた情報以外に独自に何か活動されていらっしゃることがあれば、それはそれで逐次情報をご提供いただきたいなと思っております。

●上脇委員　多分これ市の対応のところに含まれるものと含まれないものがあるかもしれないんですけど、追加があればそれは出していただいたらいいし。

●安田総務課長　委員長、よろしいですか。

●大内委員長　はい、どうぞ。

●安田総務課長　最初に北林委員のおっしゃった内部の組織との関係については、一番最初にこの委員会を１回目にしたときに部長のほうから、フロー図みたいなんをつくって説明をさせてもらったと思うんですが、その際には、こちらの指示を受けて調査とかそういったこともできるような考え方を話はさせてもらったと思うんですが、あくまでももう独立してやっていくということになりましたので、直接関係は今はないというふうにこちらは考えています。

　それと、それ以降に市の組織として具体的に何かやってるかということなんですが、まだ今のところ特にはやってはいないんですが、前回のときにお話の中で出ていた、これ以外に何かそういう不正な処理をしてるかどうかという調査、これについては第三者委員会のほうにお願いはしてるんですが、非常にその仕方についても難しいというようなお話もありましたんで、その辺を第三者委員会で取り組みができないようであれば、市のほうとしてやっていく必要があるんかなということで、ちょっとその辺の検討は今しているところではございます。

●大内委員長　中間報告後に他の部署のをどう取り扱うかというのは決めていきたいと思うんですけれどもね。

●元吉委員　一応この委員会は公開していますので、市の内部の方もこの検討事項は議事録なんかで知ることができる機会があり、もちろん事務局も同席されていらっしゃいますので、関係としては独立しているんですけれども、自浄作用として、自分たちに今まで欠けていたなと思うことがあれば、当然私たちの報告及び指示機能があるかどうかというのは疑問なんですけれども、そこまで待たずしても独自に始める自主性があるかないかということは、言えば自主性はあってしかるべきと思いますが、独立している以上それも可能

と思いますので、もしそういう動きがあったら教えてください。
●安田総務課長　わかりました。
●大内委員長　あと、よろしいですね。また途中で何かありましたらおっしゃってください。

委員会としての事実認定は、たたき台出てますので、これでよいと、ある程度固めてしまわないといけないと思います。調査により判明した事実ということで、順番からすると水道、それから消防というふうになってますけれども、どうしましょう。前から順番にいきますか。

まず、そうしますと水道部における、いわゆる告訴事案ですね。７ページからなんですけれども、これは私が書いたので、何かご意見、ご指摘、あるいはこれおかしいんじゃないかというのがあったらどうぞおっしゃっていただきたいと思います。消防と全然別々に書いたので、形、形式は全然違うんですけどね。その形式はまた整えるとして、書いてあることそのものでこれは違うんじゃないかとか、おかしいとか、もっとここはどうなんだというご意見があれば承りたいと思います。
●上脇委員　形式なんですが、第３、調査により判明した事実とその評価と実はあったんですね。僕が削ってしまって、２のところにその評価が残っちゃってるんですが。というのは、これ評価まで書くのか、次の問題点と課題がありますよね。評価はそっちでやってるんじゃないかとちょっと思ったんで、そうすると２のところは評価は小見出しでなくてもいいのかなとちょっと思いました。当初は評価というのが入ってたんで、僕は全部そこに入れてたんですが、だけども問題点もあるなって。
●大内委員長　入れてると何かややこしいというか、問題点がすっきりせんなと。
●上脇委員　ただ、おそらく書かれるときにある程度評価を意識しながら、それがわかるような書き方で書かれてるというのはよくわかるので、ひょっとすると評価というのを何となく間接的に含んでるかなと思ったんですが、後のところがあるから、評価というのを見出しのところは削っちゃってもいいかなと。
●大内委員長　どうしましょうか。そのほうが書きやすかったです。いや、私も見出しにつられて、評価というのがあるから、何となく評価を含んだような書き方はしてるんです。もちろん事実を書いても、そのままでも構わないと思うんですけれども。そうすると、判明した事実として、問題点でその評価をするという形にしますかね。

私は、ちょっと私の書いたときの感想を言いますと、この告訴事案の新たな事実のほう

が実は先に起こってたんです。それは平成２２年度の市島水道に関することなんですけれども、今まで繰り越しの問題がいっぱい議論されてきましたけども、この市島水道の事業は平成２２年度がスタートなんです。だから、今までの分が積もり積もってて、繰り越ししてはぐあいが悪いんじゃないかというようなプレッシャーはなかったんじゃないかなというふうには思うんです。２２年度から始まった事業で。この新たな事実では、２２年度から始まって、設計を依頼したんだけれども、年度末近くなってもできておりませんと。じゃあ、何か業者がズルしてできなかったようなことも言っておりますけれども。もうできないから繰り越そうかというふうなことも担当者は考えたようですけれども、このまま詰めない怠慢で来ちゃったと。そうすると、もう今さら繰り越しもできないやというふうな時点になって、金額も少ないし、そのうちやってくれるだろうというふうな安易な考えで検査、これは偽物を作って検査通しちゃったわけですね。やっぱりこういうのがあって、次の２３年度のまた問題が起きてるんだと思います。担当者は同じ人です。係長は２２年度と２３年度はかわってます。課長は同じです。

●上脇委員　その点が大きいですね。課長が……。

●大内委員長　課長は同じなんですね。担当者も同じですけど。係長というのは、どうも中間におられて、担当者が言われたらそうか、課長から言われたらそうかというような感じで、余り自主的な動きはしてないように思うんですけれども。

それともう一つ問題なのは、この担当者は２つの事件とも同じ、課長も同じ、係長だけがかわってるというところでもって、市のほうは、これは最初告訴した３人だけの問題ではないから、組織ぐるみというか、組織の問題だとして取り下げておられるんですけれども、余りその関連としては、え、そんなん安易に組織の、もちろん組織の問題なんでしょうけど、係長がもう一人加わっただけで、えっといって取り下げちゃったのはなぜでしょうと私は思うんですけどね。

●上脇委員　そうですね。

●大内委員長　なぜでしょう、なぜでしょうというのが多いですわ。新たな事実のほうでも、繰り越しちゃったけれども、その後、じゃあやってくれるだろうといって誰もフォローしないんですね、やったのかどうか。２６年の予算編成のときまでやってない。少なくとも告訴事案が発生するまで１年間、何もじゃあ見てなかったのかなと。担当者も係長も課長も全く業者任せというか。それこそ、自分たちができてないけど、お金払っちゃったらできたかなと、どうなってるかなと普通思うじゃないかと思うんです。すごく無責任体

制が見えてきまして、これはどういうことなんだろうと。課長も担当者も同じところにいるわけですからね。

●元吉委員　不正な事務処理というものと、その背景にある不適切な事務処理というものがあると思いませんか。評価をするときには、不正そのものが不正か適正かはすぐに判断がつくと思うんですけれども、その背景にある不適切なという範囲をどこまで問題としたり、また評価するかというところですよね、今の。

●大内委員長　これ課長がオーケーしてしまったら誰も管理監督できない。もう課長がオーケーしてしまうと。これは組織の問題といえば組織の問題なんでしょうけれども。

●上脇委員　逆に言うと、この上ではチェックできない仕組みにしてたということになるんですかね。課長でもう全部処理できるようにしてたんですかね。それ自体は、制度としてはそれで当時はそうだったですか。もう課長で全部決められる仕組みで。

●元吉委員　決裁権限規程とか、それから人事評価してらっしゃった、考課してらっしゃったそれぞれの職位職階にどういう評価基準を持ってらっしゃるのか。

●安田総務課長　決裁基準もありますので、それは例えば契約でしたら金額によって部長が決裁しないといけない金額とか、課長までできる分とかいう、そういう基準がありますので、それに基づいて、それは今も変わっておりませんので、当時とその基準は変わってないと思います。

●大内委員長　お金を出す、支払いをするのに課長印だけでいいものと、部長まで行かないといけないもの、これは支払い金額によって違ってるんですよね。だけど、検査に通ったということになると、部長さんは書類審査をするにしたって限界はあるわね。

●元吉委員　といったら、このミスを見抜かずに判子押した人の責任になりますよね。

●上脇委員　ただ、上の人が決裁してないとなると、課長でとまっちゃってるわけですね。これ告訴してもいい事案だとすると違法ですよね。組織的だから取り下げた。

●大内委員長　何でそんな判断したのかが私はずっと見ててわからなくなってしまいましたね。組織的なおそれがあるから取り下げたということをずっと書いてあるんだけれども。

●北林委員　そこの形容詞の中に、金品の授受はなくて云々で、まあ言うたら、個人よりも組織としてのあれがおそらく思われるみたいな感じの中で、これやったら個人だけ告訴するのはどうかなということで取り下げられたんかなとずっと思ってたんですけどね。

●大内委員長　個人だけ責めてもいかん。

●北林委員　だけど、後が続かなかったと。

●大内委員長　でも、誰も責められてないじゃないですか。例えば課長以上の部長が責められたとか、何もないじゃないですか。だから、この判断は一体何だったんだろうと。

●元吉委員　本来、果たすべき責任者が責任を果たさなかったという事実にはなりますよね。そのために役職があるわけだから。

●上脇委員　だから、組織的であれば、これ組織的なもんだから、部下に責任を負わすわけいかないというんだったらわかるんですよ。

●大内委員長　わかります。

●上脇委員　それはよくわかるんだけど、え、課長はなぜというのがあるんですよね、もう素朴な。

●安田総務課長　委員長、よろしいですか。この告訴の取り消し書を提出したときの理由として、今お話しのあるように、１回目は、２３年のときには３名だけということでの告訴をしていたんですが、２２年にも同じようなことをしていたと。ということは、前からそういうような形で、年度末に工事が完成してないけどもお金を払うというような水道部でのそういう体質というんですか、そういうのを前からしとった可能性があるということで、今回はもう２２年と２３年しかわかりませんけれども、そういう組織風土があるというようなことから、これはもう個人の資質として告訴をするのはどうなのかということで、取り下げをしたというふうに聞いております。

●上脇委員　ということは、２１年度、２０年度もあった可能性があるという意味ですか。

●大内委員長　他の事案で、だからこの設計業務じゃなくて他の何とか業務でも。

●元吉委員　それを調べてなかったということですか。

●大内委員長　２３年度の３人を告訴して、２２年度も同じ人がやっとったというたら、ますます重くなるのが普通だけど、それを取り下げちゃったのはなぜでしょうか。

●上脇委員　例えば前からやられてて、この課長は前の課長からそういう処理があるぞと言われて、部長もそれを知ってて、そういうふうに処理をしろって言われたんだったら、課長としてももう従わざるを得ませんでした、組織的ですというのはわかるんですが。

●大内委員長　おそらくね、こんなことは書かないですけど、贈収賄がなかったと、金品の授受がなかったということで、もうええやないかということになっちゃったのかなという気もするんですけどね。ちょっとわからへん。金品も授受してなかったんだったら、も

うそこまでええやないかと。ただ、２２年もやってるのに、なぜ重くならないかんのに、何で下げちゃうんかなと。

●上脇委員　判決で事務上で言うんだったらわかるんですが、結果論としては。

●元吉委員　前からやっていたから、特定の職員だけを処分するのはいかがなものかということで、処分を保留したというならわかるんですけど、これ取り下げてなくなっちゃったら意味がないわけですよね。一旦取り下げて、じゃあ誰の責任かが明確にされたんですかですよね。

●北林委員　多分水道については一部処分が出てたんですね、職員に対しては。この件については。

●安田総務課長　そうですね。出てます。この３人に対して。

●大内委員長　懲戒処分ということでしたっけね。それは当然のことなんだけど。

●上脇委員　両年度ともということですか。

●大内委員長　いや、２２年の係長さんは。

●安田総務課長　２２年のやつはまだですね。

●大内委員長　まあまあいいですけどね。告訴するのが必ずしもあれじゃないけどね。何か中途半端ですね、対応がね。

●上脇委員　だから、この後に、前の年度も実は出てきましたというんだったらまだわかるんだけども、出てきてないんですよね。

●大内委員長　というか、調べてないんじゃない。

●元吉委員　調べてはいない。

●大内委員長　調べてないよ、きっと。この委員会で調べてくださいという諮問が……。

●上脇委員　一応聞いたけど、まだありませんかと聞いたのは聞いたんでしょうね。

●元吉委員　え、「聞いてない」と答えられた。

●北林委員　百条委員会の議事録か何かには、これ以外ほかにないですかというときに、部長さんか誰かが調べたら、ないですよというのをどこかで読んだ記憶があるんやけど。ただ、どういう格好で調べてどうやったかというのはちょっと余りわからんとこがあるんですけどね。

●上脇委員　それだったら、組織的で課長が結局起訴されなかったというのは変ですよね。情状ね、調べたんだと。ただ、後から調べたんかもしれませんけどね。

●大内委員長　親告罪じゃないですよね。

●上脇委員　そうなんですが、ただ行政としての姿勢というか立場というか、どういう態度をとるかですけど。気にはなりますよね。繰り返しやった、だけど前やったのがわかんない、なかったととりあえず言ってる。

●大内委員長　ほかにあるかもしれないから、この人たちだけを責めるのはいかんということで取り下げたけれども、ほかにはなかったと、結論としてはそういうことですかね。

●元吉委員　ということは、この案件だけだったとしたら、ここに差し戻してもう一度処分をし直さないと、ですよ。

●上脇委員　というか、まだ２２年度は出てないわけですよね。

●安田総務課長　はい。

●上脇委員　まあまあそれを逆に僕らが求めても。その責任のとり方としては十分だというのは言えるんですけどね。

●大内委員長　流れとしてはどうなんですかね。いいんですかね。あと、断定できないところはもう断定できないままに書いておりますけど、やっぱり問題にしたいから。特に何か無責任な一言みたいなことを言ってるといって、かなり私の主観というか、が入っちゃってるんだけど。

　あと気になったところはないですか。書いた本人があとわからないんですけど。

●上脇委員　ただ、ここでそれを書くのか、後の問題のところで書くのかの違いだと思うんです。

●北林委員　これ名前を出すということなんですね、その当人の。

●大内委員長　いや、これはね。

●北林委員　いや、それがどうのこうのということじゃなくて、どこかで整理しておく必要があるんじゃないかなと、こういうのをちょっと思っただけなんです。

●大内委員長　私が書いたときは、それこそ係長がかわってたりするから、書いとかないと自分でわからんようになるから書いただけで、これ固有名詞を使わないように書くというんだったら、それはそれで統一していただいたらいい。何も固有名詞出たら使えとか、そんなことは思ってないですが、自分として固有名詞で書いとかないと、ごっちゃになるから、それで書いただけです。ほかにも固有名詞が、例えば業者名がちょっと出ております。事務局から聞いたんですけど。

●上脇委員　あ、そうですね。消防のところの事項がそうで、迷って、ちょっと書きかけて、後はそのままの状態なんですが。

●大内委員長　最終のときに決めたらいいですかね。例えば業者名はもう公表してもいいような状況になってるかもしれないし。ただ、この職員の氏名は、一応固有名詞は避けたほうがいいんじゃないかなと思いますけどね。これ外部に出る報告だからね。

●上脇委員　行政文書になりますよね、受け取っちゃったら情報公開の対象になる。

●大内委員長　それちょっと事務局のほうで整理してもらえますか。係長なんか２２年度と２３年度でかわってますのでね、それもわかるように。それとも、イニシャル入れる。

●上脇委員　うん、イニシャルぐらいはちょっと入れていいんじゃないですか。そうでないと僕らも読んでてわかんない。

●大内委員長　あ、消防のほうも。

●上脇委員　そうそう。そうすると記者もわかんない。だから、その区別がつかなかったりすると、せめてだからイニシャル入れるとかして区別しないとまずいんじゃないのかな。特に、ひょっとすると課長について言及をすることになれば、後ですることになれば、それはやっぱり特定するわけだから、イニシャルぐらいはやっぱり入れたほうがいいんじゃないですか。

●大内委員長　そうですね。懲戒処分については公表するわけですからね。

●上脇委員　そうです。

●大内委員長　イニシャルにするか、Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄで、もうイニシャルと関係ない符号にするかですね。本当はイニシャルにしといてもらったほうがこちらはわかりやすい。

●上脇委員　本当はいいですけどね。ただ、Ｔで始まる人が２人いると困るので、それがなければ。

●大内委員長　Ｔ１、Ｔ２とか。ちょっとその辺は事務局で考えていただけますか、固有名詞についてはね。

●安田総務課長　わかりました。

●大内委員長　消防の事案も含めてどうぞ議論してください。

●上脇委員　あと、１０ページのこのマンガンの事件ですけど、これは「現在、委員会としても調査中」とか一言入れとくだけでいいですよね。

●大内委員長　これね、入れようと思ってる。でも、かなりあれですよ。もう中間報告出てるんでしょう、百条委員会に。出てるんですわ。だから、それもどういうふうに。

●上脇委員　入れますか。

●大内委員長　いや、だからそこで出てますということと……。

●上脇委員　なお書きぐらいにして。要するに、評価に絡むので、結構事実認定は、あとはこれにしといたほうがいいかなと。ここでうかつに割いたって、後から違うとなるとまずいのでと思って。
●大内委員長　今回の報告には入れない、こうこうこうだけれども、こうこうこういう報告が出て、今回の中間報告に、委員会としては追って取り扱う、後日取り扱うことにして、報告には入れないというような断り書きをしておきますかね。
●上脇委員　現在、何とか検討というのか調査というのか、よくわかんないですが、何とか中でいいんじゃないですか。
●大内委員長　検討中であると。百条のほうのそれも出ておるので、そういう資料も検討中であるという程度の……。
●上脇委員　しといて、なお書きぐらいで、そういうのが出てますぐらいにしとけば。多分事実認定のところは評価に絡みますよね。ここをどう書くかで、評価のところがまだなので。
●大内委員長　ともかく水道事案については課長どまりになっちゃって、上になかなか及んでいかないのが、事実としてわかってるのは課長までのところなので。
●上脇委員　そうですね。特に水道はそうです。
●大内委員長　でも、部長がわからなかったとかいうようなことは、あとは改善点とか問題点というようなところになっていくんだと思いますけどね。
　メイケンが倒産したという報告を聞いてから、水道部長から市長に上がるまで１週間たってる。これなぜかなという気がするんだけども。
●上脇委員　そうですね。すぐ伝わると思うんですけど、そうでもないんですね。
●大内委員長　事実確認をするのに手間取った。
●安田総務課長　いや、それはすぐ出ます。
●上脇委員　ですよね。１週間かかるというのはちょっとびっくりですね。
●大内委員長　事実確認をするいうても１日、２日でしょうからね。報告が上がってきての話やから。何でかなという気はするんですけど。お盆やったから。そんなあたりのころでしたね。市長がお休みでしたけれど。
●上脇委員　ただ、緊急ですよね、これね。
●大内委員長　そうね。えらいことですよね、普通ね、業者が倒産しちゃって。
●上脇委員　報告が遅れたこと自体は結果責任はあるんじゃないですか。余りにも遅いと

いう。

●大内委員長　それで、ちょっと話がまた飛んでしまうんですけれども、さっきの事実認定だけ、知りたいという。副市長さんのほうから、中間報告が出るまでに今の段階で委員会のほうで認定した事実についてあらかじめ知りたいと、事実をね。それで別にどうこうということはない。例えばここが事実とは違ってますよというんだったら、指摘をしていただけるんでしょうし、あらかじめ事実認定の部分を教えてほしいというご要望があるそうなんですが、いかが取り扱いましょうか。

●上脇委員　どうですかね。事実認定、簡単なようで難しいですよね。結構僕時間かかるかなと思うんですよ。ぎりぎりまで確定しないんじゃないかなという気もするんですけどね。

●大内委員長　だから、もちろんお示しするにしたって、確定項ではありませんという留保つきです。今日までのところ、ここまでですというぐらいしかできないと思うんですけどね。

●上脇委員　でも、それでは意味ないんじゃないですか。意味あるんですか。

●大内委員長　どうなんでしょう。

●上脇委員　それをして。不確定、まだ確定稿じゃありませんといって、え、どこが変わるって疑問持ちますわね、普通。

●北林委員　これはその都度というか、市長さんとこぐらいまで、部長さんとこまで行ってるわけじゃないですか。例えば第何回、何回、大体概要はこういうことがありましたということで報告されると思うんですけど。

●安田総務課長　本当の概要については市長まで報告もしてるんですが、この報告書については、まだきっちりとなってないんで見せないようにというふうなことは思ってたんですが、事実の部分だけそういうふうに副市長の話があって、今日ちょっと頼んでもらえないかというふうな話でしたんで、そのお話をしているんです。

●大内委員長　それはどういう目的で、と言ったら言葉があれかもしれないけど。

●安田総務課長　要は、市としても今までからいろいろこのことについての調査もしたり聞き取りもしているというところもありますので、その辺がこちらとして書類で提供はさせてもらってるんですけれども、うまく伝わってないところもあるかもしれないし、第三者委員会のほうも直接当事者に聞き取りをしていただいてない部分もありますので、その辺でニュアンス的にもちょっと違った受けとめ方をされている部分もあるかもしれないん

で、その辺正確に事実というのを一度聞いてもらっとくほうがよいところもあるかもしれないというふうな、そういう意味だと思うんですけど。

●大内委員長　だから、ぶっちゃけた話、こう書いてあるけれども、実は違うんですよと、こうですよというご意見をいただくということですかね。そういうのがあれば、そういう箇所があれば、ということかな。

●安田総務課長　はい。それによって資料とか出すのもまた変わってくるかもしれませんので。

●大内委員長　別にそれは構わないと思いますけどね。情報提供というより、逆にこういう事実認定なんだけどどうだと、相当違うことがあれば情報提供してほしいということであるならば別に。ただ、変わるという、確定稿だったら見ても意味ないもんね、逆にね。

●上脇委員　確定という意味があれですね、本当に変わらないという意味。

●大内委員長　本当に変わらないということであればね。

●北林委員　ただ、推測なんですけども、今日も中間報告と最終報告との話がまた出てくると思うんですけどね。当局というか、市長さんや副市長さんやらそこら幹部の方々が、この中間報告というのと市議会との関係とか含めて、どのようにしようかというのをもうぼちぼち考えはると思うんですよ。あるいは、２月で考えてはったこと、そして今また９月になり１０月の市会を見据えた上でどういうぐあいにしようかということね、そこらあたりというので聞いておられるという意味はあるん違うんですか。それは言うあれじゃなくて、それを聞きたいなと思うのは僕は普通やと思うんですけどね。やっぱりそこら辺の関係があって。ただ、内容的にどうこうということよりも、そこらあたりが本意として何かあるんじゃないかなという気はするんですけども、今の話やったら、事実認定がどうかという逆にあれやけど、それはそうだけど、それは余り大きな違いもないんではないかなという気もするし。だから……。

●大内委員長　あらかじめ準備できることは準備しておきたい、言われる前に。

●北林委員　だから、どっちだって僕は別に言ってもええんやないかなという気はするんですけどね。僕の意見はですよ。

●大内委員長　今現在の素案ということで、事実の部分をお示しするということについては、元吉さん。

●元吉委員　全然オーケーです。

●大内委員長　安藤先生、どうですか。

●安藤委員　全然。

●上脇委員　僕らが従うかどうかはまた別なんで。

●大内委員長　それはそうです。当然そうですけど。そした、今日の議論の結果を踏まえて、訂正があるなら、それを踏まえたものを一応事実の部分はどうぞご提供してください。

●安田総務課長　わかりました。

●上脇委員　早いほうがいいですか。もうすぐという感じ。いやいや、多分僕……。

●大内委員長　今日の結果で……。

●上脇委員　今日の結果でということですね。

●大内委員長　　もうされたらいいですね。

●上脇委員　わかりました。ちょっと手を入れようと思って。

●大内委員長　いやいや、私もそうだから。でも、書いてあること自体ががらっと変わるわけじゃない。構成は変わるかもしれないけれども。だから、まあいいんじゃないですか、この段階でとりあえずということでね。

　消防も含めていかがでしょうかね。ちょっとそしたら消防の部分については。

●上脇委員　消防は僕のほうから。僕らが独自の調査権限あるわけじゃないので、どこまで事実認定していいのかというのはもう大分迷ったんですが、いただいている資料をもとに一応僕のほうでまとめました。大体最初の一覧で大きいやつ作っていただいてますよね。あれをもとに一応つくりました。ただ、いろんな資料とか読んでいくと、うん、違うんじゃないかとか、迷うところは多々あるんですが、それでも人間の記憶に基づいているので、例えば北林さんともちょっとメールでやりとりしたんですが、次長がその契約から１週間後とか１０日後に報告を受けたと書いてあるんだけど、計算をすると、ということは正式な報告を受けた前に知ってたことになるんですが、それは単に１週間、７日、１０日というのが人間の記憶に基づいて実質２週間なのに、そういうふうに言っただけなのか、ここは難しいなというのがあって、多分事務局でつくられるときもそうだったと思うんですが、大分迷ったところですね。それがやっぱり日付を入れるときに、そこが正直言って迷いました。

　もう一点は、例えば副課長が独断でやったという書き方をしてます。これも、ご本人は僕らの質問に対しては、課長が知ってたとか、係長がそう言うからこうやったと、要するに自分一人でやったとは書いてないわけですよ、ご本人はね。ところが、書いてある中身

を読んでて、例えば課長に裁量権があると思ったと書いてあると、副課長だったら裁量権ないのを知ってるじゃないかと僕なんか読んじゃうんですね。ほかの人も、例えば課長と、命令を受けた係長さんのやつを読むと、どっちかが課長と一緒にやってましたというのを書いてくれれば、どうも一方の課長は私知りませんと言うけれども、係長は課長と副課長が相談してたというのをもし書いてれば、これは課長の言うとおりではないなということになるんですが。ただ、今のところ、副課長さんだけがいろんな人と相談してやったみたいに書かれてるので、とりあえず僕のほうでは独断でしたと書いたんですが、それでいいのかというのはずっと悩むんですね。事実認定のところで、裁判ではないんですけれども、とはいえ、これでいくと、もう１人の責任に近い形になっちゃうので、果たして独断という言い方をしていいのかというのは正直ずっともう、今でもそうなんですが、迷ってます。そこのところをもしちょっとアドバイスいただけたらなというのがあります。

もう一つは、実は当初、僕が中間報告みたいな形で、余り遅くなるといけないので早目に送りますと言って、送ったときは次長についての評価を迷ってました。その後、北林さんともメールのやりとりをしていて、実はそれを撤回する形で作文をしてます。僕が迷ったのは何かというと、次長は報告を受けて、契約がまだであればもとに戻せという趣旨のことを言ったと。ところが、実際契約書ができたのは１１月二十何日だったと思うんですが、それについての報告を受けたのに押印してるんですよ。僕は、多分報告はすぐ受けるから、翌月の１２月１１日にその問題が、不正があったことの報告を受ける前にもう押印してるんじゃないかと。確認印を押してるんじゃないか。でも、そうすると、その１２月１１日にまだ契約がなされていないんだったら、もとに戻せというのはおかしいんですよね。ですよね。もう知ってるわけだから。だから、次長は実は、もう契約ができているんだったら、もうこのままいくしかないという道を逆に裏からつくってしまったんじゃないかといって疑ってたんです、ずっと。ところが、ちょっと待てよと、確認印をひょっとするとすぐに押してなかったら、これは１２月１１日以降に押した可能性もあるかなというのをちょっと疑ったんですね。もしそうだとすると、やっぱり本気で戻そうと次長は言ったけど、消防長に押されて、結局自分はそれ以上言わなかったと。評価が変わるわけですよ。次長は一生懸命進言したのに、消防長はそれを結局無視して独断した。最終的決定をしたというのと、実は次長とは間接的にグルに近くて、そういう道をつくったから、もうそうなんだと言ってもう押し切ろうとしたという評価になって、だから評価が違ってくるので、この次長さんについてどう評価していいかどうかをずっと悩んだんです。でも、今

でも正直悩んではいるんですが。ただ、次長さんについては、僕らの調査についてもそうやって進言したみたいなことも書かれてますし、たしか内部の委員会でもそういう趣旨のことを言い続けておられますので、言われたことについては間違いないんだけど、問題はそこの評価で、どう評価していいのかというのを今でも悩みながらいるんですが。その確認印を１０日以上も押さないってあるんですかというのが僕の素朴な質問。これ確認してないので、僕ら。

●大内委員長　でも、市長印はもう押されてあるんでしょ。市長印は押されてますよね。

●上脇委員　うん、それはもう１１月２７日の時点ですね。６やったかな、８やったかな。

●北林委員　１１月２６日にね。

●上脇委員　契約書。

●北林委員　それから後は１０日前後に見たんではないかなというようなことをちょっと言ってるんですけどね。

●大内委員長　契約書を起案して、まず業者に押してもらって、それから市長印を押すためには、何か決裁の押印が要るんでしょう？

●上脇委員　日付はいつ入れるんですか。

●大内委員長　この契約書は、私今日持ってきてないですけれども、実際は２８日付になってましたか。

●荒木庶務係長　１１月２８日です。

●上脇委員　２８日ですよね。そのときに日付が入ったやつを後で確認するんですか。確認が終わってから日付入れる。

●大内委員長　いや、日付が先よね。

●荒木庶務係長　契約が成立しとる……。

●上脇委員　ことを確認ですよね。そうすると、僕はやっぱり当初は、もう２８日にできてて、それが回ってきて確認印を押すのに１０日以上もかかるやろうかと。かからんのやったら次長知ってるはずやとずっと思ってきた。それによって次長の評価が変わるし、消防長の評価も変わるんですよ。部長とかも押してますよね、押印してますもんね。確認印を押してます。それは確認できますか。

●大内委員長　その辺の流れは私たちより逆に事務局のほうで、決裁するのはこういう流れやというのはよくご存じかなと。２８日付で、１１日にすったもんだやってるんだか

ら、何でそんなに時間がかかるのかな。

●安田総務課長　次長が決裁しないパターンは２つあると思うんです。１つは、下から上げへん場合、故意に。時間がかかって、当然次長まで行かないケースと、あと決裁権限がない場合ですね、課長まで。その場合は上げませんので。

●上脇委員　契約書については、これを確認という形で回ってますね。次長も知ってるし、部長も知ってるし、課長、副課長も押してたかな。

●大内委員長　確かに次長さんの立場というのは、ご本人は一生懸命で、止めようとしたけどもと言うてはんのやけどね。

●上脇委員　そうそう。だから、一生懸命でもとに戻そうとしたけど、結局消防長にはこれ以上逆らえないといって断念されたという事実認定をするのと、実はしたたかで。

●北林委員　契約締結に置かないというのと、実際契約するときの決裁というのはこれ別なんですね。

●安田総務課長　そうですね。ですから、開札結果とあわせて、このＡの業者が決まりました、その業者に対してこういう契約してもよろしいかという、そういう伺いをまず上げます。

●北林委員　それは課長までの決裁権限やね。

●安田総務課長　いや、それが契約金額によって部長まで。

●北林委員　いやいや、今回の場合は３４万７，５００円だから、そうやったら課長までですね。

●上脇委員　だから、決裁としてはそうなんだけど、それを確認するという形で報告がなされてるんですよね。

●荒木庶務係長　課長決裁で起工全部しなくても、契約書を締結したら、契約書自体は消防長。

●北林委員　あ、消防長まで。

●安田総務課長　契約書はですね。

●北林委員　ほんなら、次長さんも押印しておられる。それはいつ付になってますか。

●上脇委員　日付はないんですよ。

●荒木庶務係長　甲乙が押印したものに判子を押すんで、これ意思決定の判子というより確認の判子。

●上脇委員　ですよね。決裁後の。

●元吉委員　決裁は課長だから。

●上脇委員　僕はそれがそんなにね。

●元吉委員　本来要らない。見たよという回覧みたいな。

●上脇委員　確認しましたってやつよね、それ。ただ、押してるので、次長さんが知ってたはずだという見方をするのと、いや、それはもう結局押し切ったと。押し切って、後からもう押したということなのか。

●大内委員長　知ってたはずだって、契約することは知ってたやろうけども、それがズルして入れ替えたというのがわからんでしょ、契約書だけ見たって。

●上脇委員　いや、そうなんですが、不正を報告されたときに、契約書がまだだったらと言ってるわけですよ。まだだったらもとに戻せと。だけど、契約書はできてるのを判を押してるんですよね、確認印。たまたま、適当に押して記憶になかったと。

●大内委員長　まだだったらという意味が。

●元吉委員　切り分けたら、本件の契約責任ということは課長なんでしょ。それはそれで置いといて、もう一つ不正があったという報告を受けたというふうに。

●上脇委員　おっしゃるとおりで、それ僕分けて書いてるんですよ。

●元吉委員　そうしないと、これについて次長責任は表向きにないでしょう。でも、不正があったという申請を部下からされたときに、次長という職責は何をすべきかという、そちら側で書いたほうがいいんじゃないですかね。

●上脇委員　そっちのほうで書いてるんです。というか、そう書いてるんです。

●元吉委員　そうしか書けないですよね。

●上脇委員　そうなんです。だから、２つに分けて、要するに見積もりの差しかえ問題と、それを報告した後の管理職の処理、対処の問題、一応２つに分けてやってるんですが、次長の評価は後者のほうで、報告を受けた後にというところで評価をどうしたらいいのかを悩んでるんです。

●北林委員　そのとき先生は、実際次長さんが不正をしたということを聞いたんは１２月１１日の消防長のところで打ち合わせしましたと、４人か５人の幹部ばっかりで、そのときじゃないかというようにお考えなんですね。

●上脇委員　というか、そういうふうになってるので、報告を受けたね、だけど契約書に確認印を押してるのはその前だろうと。ということは、もう契約書ができてるのは知ってるはずなんですよね。と見ると、契約がまだだったらもとに戻せという発言は、え、それ

知ってるでしょ、あなたはと、知ってるのに何でそんなことを言ったのと。

●大内委員長　その辺が曖昧、２つの会社にお願いをして何とかしてもらおうとかという言い方もしてはるからね。ということは、その辺の概念は、余りしっかり契約できてるとか、やっぱり曖昧なんじゃないかな。

●北林委員　これは推測の部分が多いと思いますけど、僕は曖昧やったんかなという感じで、きちっと分けてしてはるというところはちょっとイメージできなかった。

●上脇委員　ということは、事前に判を押してても、余りそういうことについて自覚してなかった。そうすると、やっぱり善意か。善意で言ったという。

●北林委員　善意というか、とりあえずというか、自分の考えからすりゃあやっぱり言うとかないかんかということで。

●上脇委員　ある意味、自分なりの正義感で言われたと。

●北林委員　ただ、それが余り強いあれでもって、これは無効ですからだめです云々というようなことも含めては言っておられないんかなという。言って、はいっと、こういう。

●上脇委員　多分性格的にそうなんかと。消防長が結構パワハラをしている疑いもあるので、ひょっとすると、もう余り言ってもというのもあるかもしれませんね。

●元吉委員　意見としては言われているが、効果として効力が発せられなかったというふうに。

●上脇委員　まあまああえてひっくり返すまでの力がなかったということ。

●元吉委員　という事実だけ言えばいいんじゃないですか。そこにどんな感情があるかは……。

●上脇委員　別にして。いや、だから最初のやつを変えたんです。だから、次長の責任というのは出てこないんですよ、僕のやつでは今回は。だけど、消防長に対してのところでは出てくるんです。次長がこう言ったのに、それを軽視又は無視して消防長が最終判断をしたと。そうすると、消防長の責任は極めて高いという、今回はそういうふうに作文をしてるんですが。

●大内委員長　そうですね。次長がどんな進言の仕方をしたかはともかくとして、最終決定したのは消防長だから、それは重いのは間違いないですね。

●安田総務課長　ちょっと今、前の聞き取りを確認しようと思うんですが、こちらの考え方として若干違うんですけども、契約書をもとに戻せるという考え方の中に、判子を押していてもまだそれは２部とも消防署にあるんで、まだもとに戻せると、そういう考え方も

あるかもしれんなと思って、そういうことも言われてるかもしれないんで、ちょっと。
●大内委員長　私はそうじゃないかと思うてたけどね。まだ向こうに渡してないから。
●上脇委員　そこまで言ってるんだったらまた違います。確認をして、もう一回見ます。すみません。
●元吉委員　その指示が適切だったかとかいうところが若干変わるんでしょうけれども、結果的に効果がなかったということに変わりがない。
●上脇委員　まあね、その点。
●大内委員長　でも、契約書は２通手元にあったとはっきり書いてあるものはなかったと思いますよ。なかったでしょ。ありました？手元にあったかどうか。あったんやったら何とでもなるんじゃないのというのような話もしたような気もするし。
●上脇委員　２つあることを確認したみたいなのは何かありましたよ。
●大内委員長　誰かが言うてましたかね。まだ業者さんには渡してなかったのかな。この１１日にもなってるけど。渡すのが遅くなってて、不幸中の幸いだったということになる。はっきりと書いてあるようなものはなかったように思うんやけど。
●上脇委員　そうそう、僕らの質問状に対しては、事務手続として受注者と契約の相手方の押印済みで、契約書正副２通が消防本部にあり、あとは送付するだけの状態でしたと。「私は両業者にお詫び、説明をしてでも適正な事務に戻すように進言しました。」と回答しているんです、僕らに対して。そう言ったってね。
●大内委員長　あ、そうか。これ見たのか、何か余り・・。
●上脇委員　で、法令遵守委員会に対しても、不正事務について報告を受けた１２月１１日に契約書の作成がまだであれば、本来の形に戻すべきだという趣旨の指示をしたという説明をしてるんですね。だから、これを一応信用すると、あることを確認した上で自分はそれを言ったっていうふうにもとれますね、確かに。
●大内委員長　じゃあ、考え方としては正しかったけれども、その進言は受け入れられなかった。
●上脇委員　そうそう。だから、１６ページの真ん中のところで、これが真実であれば消防長はこの重大な指摘を軽視又は無視したことになるというふうに書いてあるんです。
●大内委員長　消防長さんももう退職しはったんでしたよね。退職してない。
●上脇委員　交代しています。
●大内委員長　いや、交代はされたけど。

●安田総務課長　部長役をかわったんです、異動で。

●大内委員長　あ、そうか。退職してたのは水道部長のほうやったっけ。

●安田総務課長　あ、そうです。前の水道部長。

●大内委員長　水道部長は退職しはったんやね、前の。

●元吉委員　役職は落ちてるんですか。どこに移られたんです。

●安田総務課長　いえ、同じ部長職です。

●元吉委員　横にスライドしただけ、異動しただけ。

●安田総務課長　そうですね。

●大内委員長　落とすということになったら、また公務員やったらいろいろ問題が。だけど、これに対するまだ引責。

●上脇委員　後でもちょっと出てきますけど、結局誰ひとりとして行政処分されてないと書いてはいるんです。

　ついでに、忘れんうちに言うと、消防のところは１３ページの（3）のところ、ここ水道部となってますが、水道本部です。すみません。僕が慌てて、よくやる失敗なんですが。僕のほうでは、結構評価のところを、問題点のところを各個別の役職を取り上げてやる評価の仕方をしたんです。それでいいのかどうかですね。水道のところは、今後そうされるのか、そうしないのかで、これを歩調を合わせる形をとるのか、いや、もう各自自由にするのか、いや、水道とやっぱり消防は事案が違うということで違う扱いにするのか、そこのところはちょっと確認しておいたほうがいいかなと思うんです。

●大内委員長　私は消防のを読ませていただいて、消防のほうが後になったわけですけど、こういう書き方のほうがもうはっきりと責任の所在が出るのでいいなと、そういうふうに事実のところで書いてはいるんですけれども、もっとはっきりと何々課長の責任とかいうふうには書けると思うので、それは書いたほうがいいのかな。安藤先生、どう思いますかね。

●安藤委員　それはそのほうがいいでしょうね。

●大内委員長　ただ、さっきも言ったように、課長、係長、担当とは書けるんだけど、その上をどう埋めるか。もちろん全体として、進行管理も何もしてないから、当然上のほうの責任ではあるんですけれども、具体的な責任。

●上脇委員　確かに水道と消防がそこが違うんですね。消防は、後で報告受けといて、トップである消防長が最終的には認定決定ですから、水道とはちょっとそこが違うんですが

……。

●大内委員長　水道は知らずにずっと来たと。

●上脇委員　本当かどうかは別にして。

●大内委員長　２２年度にやらなかった工事、２５年になるまでわかってないんですけど。そういう意味の組織としての管理体制というか、進行管理何にもなってないやないかというのは言えるんだけど。それを個々の、課長の上はもう部長ですよね。

●元吉委員　課長が機能しなかったときに果たして……。

●大内委員長　課長が機能しなかったら誰がチェックするんやと。

●元吉委員　そこを書かないといけない。

●大内委員長　そういう書き方しかできないんですけど。

●上脇委員　そうですね。だから、決裁とは別の何かチェック機能を、一応決裁は１つチェックをする意味もあるじゃないですか。下の者がやっても、上の者がこれ決裁しないよと、これじゃだめだよという、そういう意味でのチェック機能は期待されるんだけど、そこができなかったときに、機能しなかったときに、決裁とは別のチェック機能が要るのかどうかですね。

●大内委員長　そうですね。個々の工事代金の支払いなんかについては、まあまあ偽の資料をつけられたら、決裁も完了してるからオーケーやなと判子押しますけれども、例えば年度内でどれぐらいできたのかなというチェックはないのよね、きっと。２２年度しなかったのか、２６年度予算を立てるときまでわからないんだから。

●元吉委員　となると、事業の進捗管理というそもそものそこの管理はどうでしてたんですかというつなぎ方しかないんですよね。

●大内委員長　何で２４年にわからんかったかなというのがあるけど、２５年になるまで。

●元吉委員　報告しなければ、報告しなかった人の責任なのかという話で、そもそもの指示を与え、事業を推進させていたという管理者の責任。

●大内委員長　どこまで本当にできたかなというチェックは全然働いてないから、そういう漠然とした責任については書けるんですけど、そんなふうに書いたらええんですかね。

●元吉委員　はい。そうするしかないという感じがします。

●上脇委員　すみません、話を戻して、例の副課長が独断がいいんですかね。

●大内委員長　独断でいいんじゃないですかね。もし何か考えるとしたら、言ってるよう

に、課長が後押し的な、ちょっと困ったなとか、何とかならんのかと言うたとすれば、後ろ盾があるというふうに考えてしはったんかもしらんけど、それがあろうがなかろうが、実際に課長さんがしはったということでいいんじゃないですかね。それも明確な指示でね。

●上脇委員　そうすると、ご本人が僕らの回答に対しては、この人本当に反省してないなという評価になる。

●元吉委員　発言自体もそうですよね、今もって。

●大内委員長　アンケートの答えでしたかね。

●上脇委員　僕らの質問に対しても、いやいや、課長がそう言ったからとか、係長がそう言ったからこうしようとか言ったとかね。要するに自分だけの責任じゃないのというのを一生懸命書いておられるんですよ。

●北林委員　もしかしたら、全体としてその使い勝手がええようにというようなことも皆が言ってるから、そこら辺をしんしゃくして、やったやないかと、こういう思いがあるかもわからんですね。

●大内委員長　ただ、起工してきた人がそれでええと言ってるから。どうなんでしょうね、個人的なこだわりなんじゃないのかなという気がするんですけどね。そんなに悪いことしたとは思うてはらへんことは事実ですね。

●上脇委員　やっぱり独断て、強いでしょ。

●元吉委員　独自に行ったというのは事実だと思うんです。

●上脇委員　独自というか、行ったときに係長を使ってるんですよね、部下として。僕、そこを大分文章を悩んで。最初のやつ、ちょっと僕表現違ったと思います、最初送ったとき。

●大内委員長　うん、これはっきりと係長の関与が書かれてますよね。

●北林委員　僕は、この世界は、職場は自分が動かしとるんやというようなことを誇示したいというか、そこのところはもう動かしがたいというか、支配しとるんやというようなことを変えられたくないというのが途中で大きくなったんかなという気がするんですけどね。

●上脇委員　裏返しとして。だから、みんなでやったやないかと、俺だけの責任じゃないということですか。

●大内委員長　そういう気はあるかもしれない。

●上脇委員　本人は。

●北林委員　結局推測にすぎないのかね。

●元吉委員　独自の見解による判断で行った。

●大内委員長　確信犯じゃないけども、何か。

●元吉委員　つまり独自の見解による判断というのと独断はイコールかどうかでちょっと悩んだのは、独断というと、一人で決めるというのは結構責任を持って決めるというときにも、独断は決して悪い言葉ではないと思うんです、一人で責任を持つということは。ただ、副課長の場合まずかったのは、ほかの人が持ってる見解の仕方と彼が持ってる解釈が全く異質なもので、それは自分は正しいと思い込んで判断をされたところが、ほかの方と異質な見解を独自に持って、それをもって行動されたことが私は問題と思っているんですね。それを縮めると独断なんですけど、ちょっと一人で決めるという独断と独自の、ほかの人とは違う独自の見解を持って判断したという、何かちょっと意味が違うなと思ってちょっと言ってみました。短くすれば独断なんですけど。

●大内委員長　でも、どこまで書き込むかですけれども、事実として書くのはこれしかないんじゃないですかね。

●上脇委員　副課長の回答を読むと、何か自分一人で判断したようになってないから、逆に僕は思っちゃって、あんたが明示したんじゃないですかっていう思いが強くて、最後の最後は迷って独断にしたんですけど。

●元吉委員　なるほど、それはあります。

●大内委員長　でも、ほかの人の言ってることと明らかに、それこそ独自の見解を言ってらっしゃるから。

さあ、どうしましょう。ちょっと時間がもうあれですので、ちょっと休憩しますか。次の分まで。

じゃあ、１０分ほどちょっと休憩いたしましょう。

〔休憩〕

●大内委員長　それじゃあ、再開しましょうか。

時間にも限りがありますので、いろいろなことはあるんですけれども、どこからいきますかね。水道のほうも各職階ごとに分けた書き方等を確認してみるということにいたしまして、共通する問題点と課題ということについてちょっとまた議論していただこうかと思います。

埋まってないところもあるんですけれども、書き込みがあるところでご意見とか、こういうことで書いたんだけれどもというのがあればおっしゃっていただいたらいかがでしょうかね。

●上脇委員　僕のほうでちょっと勝手に、１７ページの下の共通する問題点と課題という形で、元吉委員が作っていただいたやつをここに僕のほうで勝手に放り込んじゃったんだけど、それでよかったのかどうかですね。むしろ、例えば消防は消防で独自の問題点、こういうふうに指摘してきましたけど、まだ、さっきもちょっと委員長言われたみたいに、個別の責任のところを書かれるということなんですが、この１７ページから１８ページにかけて書かれていることで、もしとりあえず水道の問題として上げられるんだったら、そっちのほうに上げてもいいのかなというふうにちょっと思ったんですが、もう両方共通するものとして全部理解していいのかどうかですね。

●大内委員長　むしろ水道に書いて、水道が主たるものですよね、元吉先生。消防にももちろんかかわるところもあるんですけれども。

●上脇委員　僕が勘違いしている可能性があって。

●元吉委員　まず、最初にいただいたとき、この項目第４は問題点と課題だったんです。そうですよね。今、突然タイトルが、すみません、共通する問題と課題に変わった。

●上脇委員　それは１２ページの問題点と課題のところを、１、個々の事案における問題点と課題にして、水道、これは安藤委員のほうで書いていただいたやつを上げて、（3）、１３ページのところ、ここは水道部になってますが、消防本部ですが、ここの問題点というふうに僕は移動させてここに置いたんですよ。元吉さんのやつがその前に来てたので、僕は何か両者を共通するものとして書かれているのかと思い込んだんです。それで、後から、あ、これは水道独自のものなのか、ちょっとそこがわからなくて、勝手に僕が（2）という形で、共通する問題点と課題というふうにしちゃったんですけど。

●元吉委員　まず、私は最初、皆さんに事実と評価の材料を集めますねと前回、あのときもおっしゃっていただいていて、それが出てから問題点と課題を今回議論しましょうねと言っていたので、第４は私が責任を持って最初に案を出しますねという領域とは実は思ってなかったんです。ただ、それはさておき、再発防止のところをより私がご提言していたところがあるので、第５を書きますねと言って案を書き始めたんですが、案を書くときにはやっぱり提案の前に、課題があって提案なので、どうしても提案のことが入ってしまうので、第４については、皆さんにご検討いただいてから出すものもあるだろうけど、私が

第５を書くに当たって必要だった課題とか問題があれば、私なりに書けるところを書き始めたという認識だったので、個別のものと共通のものというふうな分け方で書き始めていませんでした。なので、両方混ざってます。それと、第４の項目の１から６も、もともとは問題点と課題として大内さんのほうで設定されたときは、多分両方混ざってたと思いますから、これ個別のものに振り分けられるなら振り分けてしまって、１から６が全部共通とは限らないので、個別に書けるものは個別の中に入れてしまい、じゃあ私が共通のものを書かせていただくなら、そのようにアレンジし直します。

●上脇委員　ありがとうございます。それだと……。

●大内委員長　そのまま入れにくいんだけども、例えば（２）の組織としての方針の明確化と云々というのは、これは水道部の組織としてのものとしてこういう言い方をすればいいのかなという気はしてるんですね。

●元吉委員　これそういう意味で大内さん書かれてたんですか。

●大内委員長　私、書いたんじゃないよ。どこ。

●元吉委員　第４の問題点と課題のタイトルが、組織風土の改革、組織としての方針の明確化と必要性という、組織とはどういう単位を組織と捉えてこの項目やとされたのか。

●大内委員長　いや、それはもういわゆる組織ですから、別に消防とか水道とかに特化しているものではないですよ。

●元吉委員　ですよね。なので、私はここで書いたのは、もう全庁的なコンプライアンス方針みたいなものをもっと後につながるトップがまずそれをコミット（確約）するというような話があったので、課題としても多分全庁的な方針が要るんじゃないのとお書きになったのかなと私は解釈して書きました。

●大内委員長　もちろんそう。後ろのほうで上げたのは、項目立てしたのはそういう意味なんですね。

●元吉委員　ですね。それを前倒しで書きました。消防に特化した話で……。

●大内委員長　ちょっと待って。そしたら、これ問題点と課題で１と２、前の項目立てはそうやったんかな。私もやってるうちに変わっていくので、最初はどうやったかなというのがあるんですけど。第４、問題点と課題、それは私は最初分けてなかったんだけれども、上脇先生のほうで分けてくださったわけやね。

●上脇委員　ええ、一応個別の問題点を指摘したほうがわかりやすいのかなというのがあって、そのほうが僕としては、課長とかそれぞれを具体的に書きやすかったもんですか

ら、僕のほうで勝手にちょっとやったんですけど。
●大内委員長　いやいや、いいんですけど、共通する問題点と課題というのは逆に書きづらいので。
●上脇委員　だったら、とりあえず水道のほうに移せるんだったら移していただいて……。
●大内委員長　移すって言っても上の３行だけやけどもね。
●上脇委員　最初にぱっと読んだときに、複数の部署でとあったもんだから、これはもう共通のことを書かれてるんだろうと。
●元吉委員　全く共通のつもりで書きました。私が書ける範囲はそうでした。そしたら、今……。
●大内委員長　そうすると、共通する問題点と課題という項目立てでいいんですかね。
●元吉委員　いいと思います。
●上脇委員　だから、消防と水道の一応３つの事案を扱ったので、そこで共通するものが言えるんだったら言っていただいて、水道独自の問題については移していただいて整理していただいたら、多分これうまく。
●大内委員長　独自の問題はないんですよ。
●元吉委員　だから、私が書いたのは共通するものがほとんどです。共通するものだと思います。
●大内委員長　ちょっとそうしたら、水道を整理してお送りしますんで、またそれとの関係で、ちょっと共通するところ、元吉さん悪いですが、ちょっとチェックしてみてくださいますか。
●元吉委員　そのほうがわかりやすいですね。
●大内委員長　とにかく書いてある限りのことにつきましてご意見とか、元吉さん書かれたときの何かあれば。１はない。
●元吉委員　書けなかった（１）と（３）は極めて近いのかなと思って。皆さんの個別課題から逆に必要性を発展して共通化するものとして書いたほうがいいかなと思い。
●大内委員長　項目だけそのものももちろん変えていただいたらいいわけでね。具体的なものが出てない間に項目立てしましたので、あるいはまた違う言葉とか、もう要らんとか、また別のものを加えるとかいうことがあるかもしれませんので、それは……。
●元吉委員　（１）と（３）が、すみません、１７ページの共通する問題点と課題にした

場合、職員の意識の中にも、特に今回であれば公金支出に関する意識を含めて書いて、（1）にまとめられるかなとは思うんです。そのときにどういった点を書いておけばいいのか。

●大内委員長　公金支出に対する。

●元吉委員　それだけじゃなく、執務に対する意識も含めてでいいと思いますが、皆さんにお書きいただいた問題、課題の中から考えられる共通問題、課題はありますでしょうか。

●上脇委員　消防の場合は、どちらかというと、きちんとしたマニュアルを守らずに、そういう意味で言うと、コンプライアンスの問題ですよね。あとは、上のほうがそれを隠ぺいしたという問題の大きく2つかなという気がするんですよね。予算の執行関係はやっぱり水道ですよね。これ補助金絡みですよね、委員長。

●大内委員長　予算の執行。

●元吉委員　水道の場合は。

●大内委員長　そうですね。

●上脇委員　水道がね。だから、ちょっと視点が違うと思うんですね、問題点、注目点が。あと、計画的な予算執行とかいうのも多分、とりあえずは水道かなという気がするんですけど。その上でやっぱり共通するのは、課長が、言葉はちょっときついかもしれませんが、それだけの重責を担っていながらその職責を果たしてないということは僕は共通として言えることかなという気がします。

●大内委員長　書くのも公金支出の対策、ただし、全く正しい意識なしに、公金だという意識はないんじゃないかというぐらいいいかげんにしてるんだけど。工事してないのに払っちゃうなんて、普通、何ですかそれはということやけど、そんなんどんな評価するんですかね。

●上脇委員　どこに着目するかですね。多分これね、例えば補助金が出てるというのを前提にすると、このお金は放せないぞとなっちゃいますよね。そのためには、もうどうにかしてでもずっともらい続けるんだという、そこで保身なのか組織防衛なのかわからないけど、そっちの方向で働いて、その論理でいくと、ちょっとぐらい払ってもええやろと、こっちで、補助金こんなにあるんだもんという発想になっちゃいますよね。ところが、そっちよりも、いや、そもそも払ってはいけないところに払ったらあかんやないかという点に着目すると、税金の問題ですよね。まさに税金なのに何でそんな払い方をしたんだとい

う。
●大内委員長　公金なのにね。いや、むしろ組織防衛でやったんじゃないかなとずっと議論してきましたでしょ。よくよく中身見てみると、違うんじゃないですか。組織防衛、例えばこれ繰り越ししなかったら今度予算がつかないとか、いや、繰り越しにはもうできなくなっちゃったんで、払っとかないともう後払えなくなるとか、そんなことまで考えてやってるとは思えない。最初はただ繰り越しをしなかった、するべきなのにしなかったので、偽物作ってでも、金額わずか３００万円やからやってしまえというような感じですし、最初はね。２回目は、それで通ったからもう一遍やってしまえという感じだし。
●元吉委員　それだけに見えるということですか。
●大内委員長　そうなの。もっと何か深い動機がないかしらと、それこそ今まで議論した中で。それで、がっくりときましてね。がっくりときましてねと言ったらあれだけど。
●元吉委員　その予算確保のためとか思ってくれてるならまだしも。それさえも……。
●大内委員長　それさえもなさそうで。
●北林委員　僕も今委員長言われたこととほとんど一緒ですね。やっぱりおそらく予算確保、そのためにごっつい汗かいたりとかなんとかだったらあれですけれども、おそらくこの人は、係長さんも主査らも割り当てられてきたやつをこなしていくときにおいて大変やなと、こういうあれで、これを後困ったら、あと来年以降どうなんやというのは余りウエートからしたら、それよりも、こんな煩わしいことを避けて、できるだけ、もうそれでいけるんやったら、いわゆる検査通ってしもうてしたらええんやないかなと、こういうとこがあるんかと思うんですね。だから、係長なり担当の人も、その検査の部門でひっかかったら、そしたらそれでちょっとほっとするというか、しゃあないやないかというような頭の整理みたいなところがある、ちょっと書いてあるところを見たらね。やっぱりそこらあたりというのは余り、これも推測だけど、深く考えた上での何かというよりも、どっちかというたら、もう邪魔くさいというか……。
●大内委員長　だめだからしゃあないと、でしょ。
●北林委員　しゃあないと、何かそんな感じのほうが推測度としては強いんですけどね。
●大内委員長　課長もね、検査通るとは思わんかったとかね。何を言うてる。
●元吉委員　そう。あ、通ったんか、じゃあええやんという感じの、何かだらだら感に見えますよね。１回通ったからまたやっとけみたいな話になってるということですか。
●大内委員長　そうみたいですね。だから、それは大きな問題なんだけど、それが組織の

問題、組織風土というところなんでしょうか。その辺はわからへんね。

●元吉委員　下は下で担当がそういう処理をして、通ってしまったからそれを繰り返しという。上は上で、下がやってることになってるんだからといって、その未処理の改善が達成率が低くても、別にまあ最後何とかなっとんやろという感じで、改善するという責任を持たず、資料だけ通している。

●北林委員　だから、自分の担当するというか、自分のエリアの中だけで、頭の整理として、これはしゃあないなというふうになったら、もうそれで完結してるというようなとこがあってね。だから、ここに書いてあるように、コンプライアンスの話云々というここのところという、これ一番基本で大事なというところは余りないんですよね。まさに自分のところの一部分がやってるところを、それがそれなりに理屈さえつけたらいいんやないかというようなところがあって、それはやっぱり問題だなという。基本はやっぱり公務員である以上、法律、コンプライアンスね、そこをきちっとしてもらわないかんと、そこが大きく欠けてるんでしょうかね。

●上脇委員　その際に、要するに繰り越しが、僕もよくわかんないだけど、繰り越しはそんなに難しくないよという理解なのか、職員の人は繰り越しって思ったより大変だよとい理解なのかね。

●大内委員長　そこんところはちょっとわからないですけどね。

●上脇委員　僕水道のところに行ったとき、ぽろっとちょっと立ち話をしたときに、繰り越しってそう簡単にはねという発言をある人がしてたんで、実際そうなのかなと。要するに、そうすると繰り越しをするよりもほかのやり方で処理しちゃったほうが楽かなというのは確かに結びつかなくはないですよね。

●元吉委員　大変だと思ってればね。

●大内委員長　でも、繰り越しをするということは、それだけ積み残しがあるんだから、もっとしっかりやらんかいと、こう言われるかもしれないね。

●北林委員　そういうことなんや。そこで自分に返ってくるというか、何でなったんやということで、国に出す、あるいは県に出す書類だけじゃなくて、なぜ遅れたというのをがんがんがんがんやられて、また自分に負荷がかかってくる。そういうところがすごいと思います。

●元吉委員　それが嫌だからということですか。

●上脇委員　責任回避の……。

●北林委員　のウエートが高いんではないかと。

●大内委員長　契約の変更までして、そっちも面倒くさいと思うんだけど、契約の変更はちゃっちゃかちゃっちゃかするするわけですね。工期を延ばすとか、金額も変えてるかな。メイケンなんて、仕事してないのに、契約変更して、増額変更してるんですよね。増額変更した金額払ってるんだけど、まあまあそれは何でかわからないから、わからないと書いときましたが。

●北林委員　おそらく繰り越しをすると、最終的には国に行きます。そうしたら……。

●大内委員長　チェックが入るよね、繰り越ししたということで、何で進まないのとか。

●北林委員　国あるいは県から市の財政部門になぜ繰り越しをしたんやということで、色々な資料を出せ、なんでやと、こう言われる。それがまた、そこから水道のところの課長におりて担当におりてくる。そこの煩わしさというのは、これは相当あると思うんですよね。

●上脇委員　そうか。そうすると、自分だけで処理できなくて、上司との関係もあるから、そうするとやっぱり責任回避なんですかね、それは。

●北林委員　結果としてはその部分はあると思いますが。

●上脇委員　で、自分で自分の首を絞めちゃう。

●元吉委員　でも、今ここ推測ですよね。このことに対する発言がないです。

●上脇委員　ただ、もう一回ちょっと確認しないといけないのが、前ヒアリングしたときに、繰り越しについてどう答えておられたのかなというのが今ちょっと気になったんですけどね、今の話を聞いてて。

●元吉委員　１年目は繰り越しができるんですよね。でも、２年目はそれの取り扱いと変わるようになる。ですよね。

●上脇委員　だから、言うのと実際やるのがどうなのかという点はちょっと確認しないと。

●大内委員長　繰り越しはできるけれども、繰り越ししたらなぜ履行するんだとか、何で遅れてるんだと、そういうチェックが入ってくると、煩わしいというのがひょっとしたらあったかもしれない。でも、そんなことは誰も言うてないですけどね。私たちが一生懸命ヒアリングしたら出てくる可能性はあるけれども。

●元吉委員　じゃあ、それペンディング（保留）で書いときましょうか。だから、今こういう状況、中間報告なんで、こういうことが……。

●大内委員長　非常に疑問だとか、そういうのでいいんじゃないかなと。

●元吉委員　解明されたところから新たに見えてきた課題であるぐらいの書き方で。

●上脇委員　そういう書き方も僕はあり得ると。

●元吉委員　そこまでまだ調べた発言がないですよね。ただ、これだと（３）が１番ですね。まず、公金を取り扱うということに対してどう思ってるのと。そのことの執務をするということは、どれぐらい責任を持って果たせてるのと。そのことに、じゃあ方針はあったのかとか、そういう組織環境があるのかという出し方も、（３）が１で順次繰り延べる。

●大内委員長　そうね、公金の取り扱いに関することだものね、今回の問題は、不正な事務処理というのは。

●元吉委員　なぜそうなったのというと、大もとの方針もなかったねとか、公務員なんで、本当はね、入庁時にそれが。

●北林委員　だから、それは前に企画総務部長さん、余田さんが言うてはったけど、合併して１０年、今までは皆隣の知った人ばっかりでやってたと。それが今、合併してからやっぱり組織で仕事しなくちゃならなくて、知らん者ばっかりになってきた。そのときにやっぱり基本はコンプライアンスというか法律というか、そこのところをきちっとして仕事をしなきゃならないというところがもともとちょっと欠けてる部分というか、土台の部分、だからそれをやっぱりきちっとしなきゃならないというのが出てくると思う。だから、最初、これは間違うてるかもわからへんけど、町がいろいろあった中において、ほんまに基本のところをきちっと最初にインプットした上で職員を育成してきたんかというところあたりを疑問に思う。

●元吉委員　ここで会がないので聞いていいのかよくわからないんですけど、いわゆるコンプライアンスというもの、公務員であれば一番最初に公務につくという形で公務員倫理規程というものが、別にわざわざ言わなくても当然あってしかるべき一項だと思っているんですが、先ほど北林委員がおっしゃられたみたいに、町の段階だったらそれなりに機能していたけれども、合併町になってから機能しにくい状況とかはあるでしょうかと事務局に聞いてもよろしいでしょうか。

●北林委員　よろしいですけども。

●元吉委員　わかる範囲というか。

●北林委員　僕、間違ってるかもわかりません。そんなことないよ、もう最初からきちっ

とやっとったらという、こういうのはあるんかもわからんですけど、そやけど話を見る限りにおいたら、その部分というのはやっぱり人と人との関係とか、人間関係中心の仕事の仕方になってたんではないかなと。法令というか、それがやっぱり公務員の仕事のまず原点なんで、それに従ってやっていくのが原点やないかというところあたりが日常の仕事の中できちっと機能しとったんか。例えば決裁上げるときにおいても、この根拠は何なんやねんと、どこの法律に書いてあるんや、例えばですよ、そういうような中心の人のやりとりの中で言ってきたんか。まあまあおまえがやっとるんやったらしゃあないわとか、何やかやと、こういうような話の中でやってると思うね。例えばですよ。そこらあたりがなかったんかなというのは、ここの今までのを見たときにちょっと思うんですけどね。

●上脇委員　水道独自というのもあるんですかね。どうやろ。どうなんですか、それは。

●北林委員　あるとすれば消防独自だと思います。

●上脇委員　それとも、結局合併は消防や水道だけじゃないわけで、どうなんだろうなと、そこがちょっと気にはなる。

●安田総務課長　これもちょっと私の独断かもしれないですけど、やっぱり部署部署によってそういう取り扱いというのは多少違ってたんじゃないかと思いますね。一つのことをするにしても、ここではまあまあ何とかやったりしてるところもあるかもしれないし、片方はやっぱりきっちりしとるところもあるという、その辺は合併当時にはあったかもしれないなと。

●元吉委員　部署長によるんですか、部署によるんですか。

●安田総務課長　部署ですね。部ですね、組織。

●元吉委員　というのは、建設だったらちゃんとしてるけど、健康福祉だとみたいな、そういう部署の仕事の業務特性によって培われた法に対する倫理的な濃淡があるということなのか、部署長によって違うとか。

●北林委員　部署長よりも、おそらく、特に安田さんの総務課というか、そういうところか、いわゆる市長に近い部分、市長はあれですけど、近い部分というか、中枢の部分ほどきちっとしてるような、一般的にはそういう感じしますね。遠くなればなるほど、どうしてもやっぱりひもが緩くなると言うたらあれやけど、ちょっと緩くなってるかもわからないですね。

●大内委員長　それはそうかもしれませんね。それは財務部とか総務部がなあなあのええかげんではどうしようもない。

●上脇委員　水道あたりだと、現場というか、地元の人たちとの接触があるじゃないですか。特にこのケースだと、地元の理解を得なけりゃいけないと。昔ながらの合意のとり方がそれぞれの地域によってもし違ったとするならば、それはやっぱり職員の間で、そんなやり方じゃだめだよ、こうだよという何かやり方の違いがあったかもしれませんけど。ただ、それが事の本質なのかですね。

●元吉委員　基本的な、そしたら今、組織としての方針について必要性を書こうとしているんですが、ベースにある倫理教育、コンプライアンス系の統一した、例えば研修とか取り組みとかは何があるんでしょうか。

●安田総務課長　それは職員課のほうが研修計画を立てていまして、職階によっていろいろな研修がありますので、何年目の者はこの研修に行けとか、そういうふうにして研修には参加をさせているという、そういう形で……。

●元吉委員　コンプライアンスもですか。

●大内委員長　コンプライアンスの研修というのはなかなか難しいよね。まだコンプライアンスをと言ったってあれだから。

●北林委員　参考になるかどうかわからんですけども、人事院が公務員倫理研修というのを一つの研修の枠として設定したのは、まだしてから２０年もなってないんですよ。だから、まだ、大内さん言われたように、その部分について確立したものがきちっとあって、それがみんなに浸透しているかといったら、そこまでいってない部分があるかもわからない。

●大内委員長　例えば公金の使い込みをしましたということについては、かなり研修されたみたいなんだけど。そうですよね。そういうあれが出てたけど。今回のは使い込んだというよりは、ちょっとまた次元の違う問題なんですけれども。だから、使い込んだとかいうんだったらやるんだけど、もっとすれすれの事案とか、最終的には組織に損害を、信用という意味の損害は別として、金銭的な損害は与えなかったけれども、コンプライアンスからしたら全くこういうのはいかんというような、そういう事例研修なんかはやってないのかなという。

●元吉委員　書くときに困ったのは、不正に関しての事実確認って結構あるんですけど、今みたいな新しく提案するときに現状どうなのかという事実確認をしそびれているところ、及び書くところがちょっとなくって難しかったところがあるんです。いきなり問題と課題に入るんですけど、まずこれについてどういう、それで書くのが止まったのは、その

後に第５章の再発防止にとられた市の取り組みというところから……。

●大内委員長　これの評価も書かないかんからね。

●元吉委員　そう。実はあったので、この情報がこの１行しかないので、それを何回どういうふうにやったということも書かれてないと、実を言うと評価ができなかったんですね。項目が書かれてるだけなので、実を言うと質的な評価が、この対処方法に対するコメントが問題と課題に前出しできないんですね。順番が共通する問題と課題があり、再発防止の取り組みがあり、さらに今後の提案があるので、問題と課題は事実に基づき切らずに書いたとして、ここで逆に第５の市の取り組みで事実を出していただいて、その後に評価するという、そういう書き方の順番になるのかなと。だから、１７ページの共通する問題と課題はある種の仮説として書くと。第５に事務局からご提示いただくところで事実を出していただき、その仮説と事実との整合性から評価をして、新しい不足分を提案する流れになるかなと。そういうことでよろしいでしょうか。

●上脇委員　１８ページから１９ページにかけて、組織としての取り組みを、これ市の対応を書いていただいてますよね。この中で、多分僕らが一番説明を受けたのは、例えば検査体制の見直しは条文まで紹介してもらって説明を受けたものですよね。それ以外のところは、２条の基本方針とかいっても、これも僕らは逆に言うと、これが本当にうまく機能するのかとか、評価できるのかって結構難しいんですよね。だから、僕らは評価できるものと評価できない、あえてしないものを分けて、例えば検査体制の見直しについては、一定程度僕評価できると思うけど、でもこれでも防げない問題が実はあったわけで、そういう意味でいうと、専門家が一応検査するようにしましたと、あるいは専門家を育成しますというけれども、それでも見抜けなかった事案があったわけで、そういう点ではやっぱりそれだけでは不十分ですよという形につながっていくんだろうと思うんですね。だから、ほかにもやっぱり改革しなけりゃいけないことがありますよというね、そういうつながりだと思うんですが、この上がった分を全部評価せんといかんのかですね。

●大内委員長　そんなことはないでしょ。

●上脇委員　ですよね。だったら、この中で評価できるもの、僕は例えば水道のところは２０ページのところで、あ、ごめんなさい、消防のところは、できるものはとりあえず対応について評価して、改善策をここで書いちゃったんです。ここに置くのがいいのかはちょっと置いといて。それと同じように、水道について、この取り組み、対応について特に上げられるものを上げて評価するというのも一つかなというふうに思うんですね。

●大内委員長　公営企業管理者の設置ももう一つよくわからない。これはどんな地位なのか。水質を今度あれやな。公営事業管理者の設置って何でしたっけと今ごろ言うても申し訳ないんだけど。

●上脇委員　水道部については、まだ第３の事件が残ってますので、事案があるので、全部が全部評価しなくてもいいかなという気もするんですけどね。

●北林委員　ここに書かれている既にとられた市の対応というのは、これまとめてどこかに出されているやつなんですか。いわゆるこれはいろいろある中から事務局のほうで整理していただいたというやつがこれだったんですか。

●安田総務課長　はい、そうです。

●北林委員　今回これで市はとりましたよということで、いろんなとこでぱっと、コンパクトに市で出しておられるやつをここに書かれたということと結果は一緒になるという。大体ほぼ一緒になるということだけでも、これは事務局がこういうことをやられたということで書いておられるんですね。

●安田総務課長　はい。

●北林委員　いや、なぜかというと、人事異動基本方針の策定なんかあるんですけど、ほんなら今までどないしとったんかなと、こういうふうな感じもしたもんやから、今回改めて何年何年と書かれたということでこうされたんかなとも思うんやけど、でも今までもおそらくこういうのに基準があって、それに基づいてやっておられたんじゃないかなと思うので。

●安田総務課長　書いたものはなかったです。

●北林委員　なかった。ああそうですか。

●元吉委員　新設ということ。

●大内委員長　いやいや、だから、定めたと書いてあるから、今までなかったんやろなと思ってましたんですけどね。

●北林委員　こういうことはちょっと聞けへんかったらわからんところがありますよね。これ見てるだけで、どうやというように判断せえというのはちょっと苦しいところがあるかもわからんね。

●上脇委員　だから、全部が全部この対応について評価しなくてもいいのかな。評価できるものだけとりあえず評価しとくと。それでいいような気がする。ほんで、さっき言ったみたいに、例えば検査体制の見直しなんかは一応説明を受けてるので、評価はしやすいか

なと。僕のほうでは、消防のほうは公益通報か、これで発覚したわけなので、これについて言及をしたり、あとパワハラ絡みなので、職場の環境の改善ということで、人的な交流というのも一応関連づけられるかなということで上げていただいたんですね、北林さんに。そういう形で、とりあえず水道についても。

●大内委員長　水道については、検査体制の見直しということに対する評価は書こうと思うんです、最低限ね。それから、今ふっと思いついたのがちょっと飛んでいってしまった。それから、やっぱり処分がなされてないというか、告訴の取り下げにまつわる問題ね。何で告訴して取り下げたんかなというところと、その後の処分はされているんだけれども、されてるんでしたよね。全部はされてないのか。

●上脇委員　全部はまだ。

●大内委員長　告訴事実に関与した人がその事実については処分されてるね。新たな事実のほうは、係長はしてないですね。その辺の曖昧さを言おうかなと、今の時点で。水質のほうへ行ったらいろいろまたあるんでしょうがね。

●上脇委員　だから、それは次の僕らの課題になるので。

●大内委員長　そこかなと、その２つかなと。いや、ほかにもあるかもしれないですけれども、特にはね。パワハラのこともちょっとよくわからないです。ちゃんとパワハラの調査してはったんかな、別の委員会というか、内部のあれで。

●上脇委員　消防については、前、僕の認識と皆さんで違ったのは、あれ不正事務の調査であってと僕は受け取ったんですよね。あれパワハラの調査なんですね。あれ僕読んでて、パワハラの調査じゃなくて不正事務の調査だっていうふうに僕は受け取ってて、パワハラ絡みで聞いてると到底思えなかったんですよね。ちょっと言及してますが、消防長自身にパワハラの疑いがあるわけで、その人がやっても正直に答えるわけではないという形に僕はまとめてはいるんですけど。

●大内委員長　そうじゃなくて、そういう部署がある、聞き取る、あるんじゃないですか、パワハラとかセクハラについては。

●安田総務課長　パワハラについては、職員課のほうで調査を今しているところです。

●大内委員長　そうやね。それはお聞きしてたんだけど、調査中。

●上脇委員　あ、調査中を入れんとね。

●大内委員長　まだ調査中ですかというて言わないかんけど。いや、そう聞いてたので、とにかく消防長が調査したって、ご自身がパワハラやと言われてるんだから、それはちょ

っとね。書かれてあるとおりで。ほかのとこでもしてたなあと。

●上脇委員　あと、北林委員とちょっとメールの意見交換で思ったのは、消防長が行政職と交代されたじゃないですか。これをどう評価していいのかというのは、僕も消防の内部のことがわかんないので、これ緊急避難としてやったっていうふうに考えて、やっぱり消防は本来下から上がっていくしかないと、そういう組織なんだというふうに考えるのか。そうすると、今回のやつはやっぱり緊急避難で、要するに問題のある消防長をそのまま置いておくわけにいかないと。といって、あの管理職のメンバーから消防長にするというのも、問題のある人ばっかりなんで、まあまあ可能性としては次長でしょうけど、次長についても評価が難しいところがなくはないですので、だから緊急避難的に交代させたというふうな理解をするのか。いや、ああいうものを恒常化させて、もっと消防については、実際の現場に行く隊員については、それは行政職から行っても仕事にならないわけで、それはやっぱりきちんと鍛えて訓練を積んでもらわないといけないけど、消防長についてはそうではないという理解をして、人事交流をもっとやったほうがいいというふうに考えるのかね。それによって書き方が微妙に違うんですよね。

●荒木庶務係長　地域主権改革でできたんですけど、先生言われたように、丹波市としてどうかという。

●上脇委員　そうです。そこは最初のところに紹介があるので、法律改正がある、それはわかってはいるんだけど、それに必ずしも従うかどうか、独自に地方自治体で判断するわけで、消防という部署のもとでは、やっぱり下からの積み上げで消防長になるべきだと。だけど、今回だけはもう緊急避難でというふうに考えるべきなのか。いやいや、消防長は下から上がらなくていいよと、むしろそうしたほうがパワハラの原因の温床になるんだから、人事交流をもっとやるべきだというふうに考えるべきなのかね。これは僕が消防の内部のことがわからないので、もし可能であれば、それは消防のことはよくわからんということであれば別ですけど。

●大内委員長　ようわからんでしょうけどね、部署として。

●安田総務課長　どう判断されたのかはちょっと私らも確認をしてみないとわからない。

●上脇委員　あえてそこのところは書きませんけどね。ちょっと置いといて、最終報告に残すという手もありますし。

●北林委員　４月の異動のときに消防長とかがバーター（物々交換）でかえられたときには、何かコメントというか、自分のこの人事に対する考え方というか思いというものを含

めて、何か語られていることはないんですか。普通だったら、消防長を市長部局から持ってきて、消防長を市長部局に持っていくというのは、ものすごいことなんやと思うんですよね。だから、それについて、これなぜだと、こういうときに何にもないということはないという気はせんでもないんやけど。

●元吉委員　ここには、実を言うと人事異動したということは処置の中に書いてなくないですか。

●大内委員長　市の対応ですか。

●北林委員　それは書いてない。

●元吉委員　人事異動基本方針を策定したとは書いていますが。

●北林委員　だから、それは組織としての取り組みと、こういうふうに見るのか、単なる、今回は確かに組織というあれかもわからんね。重さから言うたら。

●大内委員長　前のほうには書いてあったんですけどね。一番、今度第１になる、その事案の発生と市の対応というところに書いてたんじゃなかったですか。人事異動とか書いてなかったっけ。人事異動を行うとともに。

●元吉委員　発令すると。そうかそうか、すみません。

●上脇委員　そうですね。僕はこれを見たのかな。

●大内委員長　ここでは書いてあるんだけど、後ろには出てないんじゃないの。

●元吉委員　特定してないというか。人事異動を発令したというだけで、何をどうという。

●大内委員長　不適正事務処理に関与した職員を消防本部内で配置転換を行った。

●元吉委員　どこ、何ページ。

●大内委員長　いやいや、これ最初ですよ、３ページ。ここに書いてあるんだけど、後ろにこれの詳細が出るのかなと思ったら、後ろにはその詳細は出てない。

●元吉委員　そういう意味では、１８ページと１９ページ、今書き方が変わってきてるので、再発防止に向けた提言の１、既にとられた市の対応についても、１番水道、２番消防、３番共通というふうに項目分けをいただいて記述いただくというのはどうでしょう。

●大内委員長　検査体制の見直しなんて、でもこれ水道部でとられたわけではないからね。

●元吉委員　書きにくいんちゃうと思いますけどね。検査体制のね、結果的には。

●大内委員長　それを受けて検査体制の見直しをしたということやけどね。

●元吉委員　ただ、ほかのやつが私たちのほうの後の速やかに対処すべき改善もその共通項も全部個別、個別、共通というふうになっているので。

●大内委員長　個別、個別だったら、消防だったらまず人事異動が入るんですかね。どっちにしても、人事異動というのはどこにも出てないんだけど。いやいや、この後ろのほうには。入れるべきかな。人事異動の基本方針の策定はあるんやけど。

●北林委員　それはここに入れなあかんのかどないかということ。

●大内委員長　そうそう、そういう問題。

●北林委員　極端なこと言ったら、やったけども、別にここの今回の中間報告から見たら、余り関係ないんやないかと。見方としてね。

●大内委員長　なので、そういう不祥事があれば人事異動とか懲戒とか、担当課は厳正に対処すべきであるという意見は出さないかんですよね。

●北林委員　ただ、消防とか、水道はどうもわからへんけど、余り異動というのはやりにくいわね、はっきり言うたら。それでもやってもらわなあかんというのはあると思うんやけど、やりにくいから、一般論の話というのはちょっと通用せんとこがあるんかなという気はするんですけどね。

●上脇委員　人事異動をやった。それは今回の事件が起きたからやったというと一応対応になるわけですよね。そうすると、その対応について僕らが評価するということになるんですが。

●大内委員長　恒例の人事異動の一環であるという。でも、あえて意識してされたというんだったら。

●上脇委員　消防長の場合は、今までそれができなかったのを……。

●北林委員　それは書いたらいいと思う。

●上脇委員　この制度を変えて、その前提でやられてますので、これ意識的ですけどね。ただ、国の法律が変わったからというんであれば、単にそれに便乗したということなんですけどね。難しいですね。

●安田総務課長　前に保健センターでやったときに企画総務部長も出席して答弁させてもらったのを、そのときに元吉委員からも異動の話をいろいろと聞かれたと思うんですが、なかなかそこを、そういう意味で異動しましたということは多分部長は答弁なかったように。

●上脇委員　言いづらいんでしょうね。

●安田総務課長　異動方針にしてもそこまでは突っ込んで書いてないです。ただ、そのときに答弁したのは、たしか適材適所でしましたという話やったと思います。こういう表向きの話になると、防災対策の室長に今、前の消防長になられているんですけども、その辺の防災対策上強化していくということで、経験のある消防長を異動させたという、そういう異動先での必要性があっての異動みたいな、そういう意味での答弁やなかったかなと思うんで、直接不祥事があったんでその対象者を異動したというとこら辺の話までなかなかなかったんではないかなと思います。

●上脇委員　行政処分がなされた場合のそれを前提にして人事異動する場合と、それがなくて人事異動する場合だと、行政処分がある場合にはある意味懲罰的というか、人事異動もそういう意味合いを持っているという事実上の評価は不可能ではないと思うんですが、行政処分がない中でこれを懲罰的に人事異動しましたとはなかなか言いづらいですよね。だから、そうすると、それは人事のほうでは、そうしましたとはそれは言えないですよね。ただ、それが持っている機能というか効果を評価するというのは不可能ではないと思いますね。要するに人事異動したことによって職場の環境が変わったとかね。それはたまたまなのかもしれないけど、そういう評価は不可能ではないですよね。僕も最初は懲罰的という表現を使おうかと思ってたんですが、ちょっとまずいかなといってやめたんですよね。

●元吉委員　今、この１８ページと１９ページの内容は事務局のほうにお書きいただいたんですけど、結果的には私たちが書いたことになってしまうので、ですよね。なので、まず市がこの件について、消防事案に対してどういう対応をし、水道事案に対してどういう対応をし、結果的に共通項としてどういう対応をしたのかという提出書類をいただけませんでしょうか。そのまま私たちは、市はこういうふうに対応しているというふうに記述すること。

●上脇委員　ここは、１８ページ、１９ページのところは組みかえで書けますよね。例えば消防事案に対する対応としてこうしましたとかね。中には、例えば水道だけにとどまらない全市庁的なものがあれば、それをめぐってとかいうふうに書けば差し障りがないかなというふうに思ってたんですが。

●大内委員長　事務局で書いていただいたのは、これは例えば委員会から市にどういうことをされましたかという問いかけに対する答えとほぼイコールと、こういうふうに思っていいんでしょうかね。それとも、市に対してどういう今回を踏まえて処置をされましたか

という問いかけに対して答えが来れば、市はこう言ってますよと、そのまま書けるんだけどね。

●元吉委員　そうです。その根拠資料が欲しいなと思ったんです。じゃないと、さっきの人事異動についても、これこれって人事異動を行ったとか行わなかったという判断は私たちではできないので、人事異動を適材適所に行ったというふうにお書きいただいたとしたら、まずはそれを載せて、次評価の段階で適材適所ということについて、いわゆる過不足があるという話であれば、それを提案に書けるかなと思うんです。

●上脇委員　人事異動それ自体について資料がありましたよね。

●大内委員長　どこに異動したとか、それはありましたけどね。でも、異動した部署がもうようわからん、もう一つ、適材適所かどうかもわかりませんけど。そこを評価するのはなかなか難しいよね。その懲罰的な異動がある、ないということであればね。

●上脇委員　そうそう、明言できないとなると。

●北林委員　今聞いたあれでいくと、消防長さんが危機管理部門に行かれたと、こういうことをあれすると、市長さんのメッセージは、そういう部門に専門の人材というのはいてないから、消防長が行きましたということになるんやったら、今回の案件とは関係ないですよという、それがメッセージになりますよね。だから、消防長をのけるいろんなところの改革の一環でないという読み方しかできないということですね。だから、それは一つの大きな改善策として市はやられたということではないんですよということですよね。

●元吉委員　というようなことが書けますよね。書こうと思ったら。

●北林委員　ただ、そやけどそこまで突っ込んで言えるのかどうやろかというのはちょっと議論があるとこやと思いますけどね。それはもう一つの理由やから、これは言ってはる危機管理部門云々というのはね。ただ、どちらにウエートを置いとるんですかという点では疑問を思いますという。

●大内委員長　でも、結果だけを見てそれを評価できるものならばすればいいんじゃないですかね。どう考えられてるんだというて。

●北林委員　ああ、我々が思うことを言うたらええわけやね。

●大内委員長　じゃないのかなと思うんだけど。

●北林委員　そんな推測までする必要はないですよという。

●上脇委員　だから、消防のところは、僕はちょっときついかもしれないけど、誰ひとりとして行政処分されてませんという言い方をしてるのは、ある意味すごいきついんです

わ。一定程度人事異動は評価してます、それはね。だけど、だからといってそれで十分という評価をしてないんですよ、僕は。だから、それはわざと、さっきちょっと僕は懲罰的な人事異動という表現をやめたのはそういうことなんですよ。あえてそこを結びつけないほうがいいだろうということで。かつ、ご本人がそれを今度どう受けとめられるかとなると、逆に言うと、変にもめる原因になっちゃうので、僕としては一応そこは分けて、人事異動が持っている機能、効果と行政処分はやっぱり別個なものとしてとりあえずやるしかない。それを勝手に僕らで評価するというのは結構ハードルが高いなという気がするんですよね。だから、懲罰的人事異動と言いづらいですもんね、なかなか。事実そうだろうなとは思うんだけど、そこは言えないとなると、分けるしかないのかなというのが正直思いますね。そうすると、ちょっと厳しい評価になるんですよ。行政処分を結局されてないじゃないかと。今回の件で責任とってないんじゃないのって。

●大内委員長　どういう責任をとるかというところもやっぱり言及しとかないといけないと思うんだけど、金銭的な損害を別に与えてないんですけども、やっぱりこれ信用をね、アンフェアなことをしてすごく信用を落としてる、市の、ということがものすごく大きなマイナスやったと思うんですね。やっぱり市というのはそういう業者の取り扱いでもきちっとルールに従って公正にやるもんだという信頼が壊れちゃったというところの責任が大きいと思うんですよね。だから、それは実際に行為した人から一番トップの消防長までそういう責任はとるべきではないかなと思いますし、そういうことを何らかの形で市としては、そういう責任が重いんだよというところを、それこそ行政のほうで何らかの処分をしないというのはやっぱりまずいんじゃないかなと思うので。

●北林委員　結局、おっしゃるとおり、いろいろあるんやけど、結果としては副課長さんが市長部局へ異動しましたということだけしか残らないんですね。そしたら、やったことはどうなんだということに対する答えはないですよという状態ですから。

●大内委員長　何や、大したことはないんかという。

●上脇委員　そうなっちゃう。これ行政処分するときに、きちんとした証拠がないので、刑事事件ではないけど、嫌疑不十分で行政処分してないという可能性があるんですか。

●大内委員長　でも、差しかえたというような証拠あるんでしょ。それ自体が疑わしいんだったら、それは行政処分できないけれども。

●上脇委員　ですよね。多分１人だけを処分するわけにいかないということなんですか。そこがちょっと気にはなってるんですよ。処分してないのはね。一方では、確かに疑わし

いレベルでなかなか処分しづらいというのはあるんだろうなと予想はしてるんですけど、ご本人もやったことは最終的には認めてるわけですよね。にもかかわらず処分がされないというのは、市民から見ると、甘いんちゃうのと。

●大内委員長　まあ処分というたってそれはいろいろあるし、戒告だって処分だし、懲戒になる前のものもあるんでしょう。厳重注意とかあるんでしょう。

●上脇委員　それもないんですよね。

●安田総務課長　あと、警察に通報して、今警察のほうでまだ調査をされている途中やということもあって、その結果を待っているところもあるんじゃないかと思うんですが。

●上脇委員　まだ答えを出していないという感じですか。

●大内委員長　それ入札のことの関連ですか。

●上脇委員　あれは場合によっては入札妨害罪の可能性がありますよね。僕、判例をちょっと上げておきましたけど。随契でも入札妨害罪が成立するというのが判例なので。

●大内委員長　それを待ってるんですか、そしたら。入札妨害罪に当たるかどうかはともかくとして、不正なことをしたことは間違いないんだから、それでもって、とりあえず……。

●上脇委員　別なんですよね。刑事罰と行政処分は別なので、それは別個にできるはずなんだけど、恐らく事実認定も含めてちょっと判断を躊躇しておられるのかなという気がします。

●大内委員長　はっきり言って、これで刑事処罰は多分受けないと思うんだけど。もちろん無罪とかそんなんではないかもしれんけれども、不起訴、起訴猶予とか。

●上脇委員　執行猶予がつくとかね。

●大内委員長　執行猶予とか、不起訴でしょ、多分ね。

●上脇委員　副課長がこれ反省されてるとまだね、新しく行かれたところでまだもめごとが起きない可能性があるんですが、どうも反省されてないとすると、受け入れたところはすごい迷惑ということになるんですよね。処分が出てませんから、本人は、私処分されてません、単にこっちに異動しただけですって、そういう甘い自己評価をされると、同じようなことをされますよね、という危険性はなくはない。行政処分があると、ほかの人も、あなた処分されたじゃないかって言えるわけですよね。やめたほうがいいですよとか言いやすくなるということです。それは消防で通用したかもしれませんけど、ここでは通用しませんと言うときに、処分されたケースとそうでないケースはやっぱり違いますのでね。

●大内委員長　そういうのも委員会の評価として。

それで、ちょっともう時間が時間ですので、これからの予定をまず決めましょうか。次回はもうはっきりと決まってるんでしたかしら。日程ははっきりともう決まってるんですかね。８月の１１日。

●安田総務課長　１１日の月曜日ということで、時間は前のときに午後３時という話やったんですが、それでよろしいでしょうか。

●大内委員長　３時というのはどなたかのご都合だったですか。

●安藤委員　私の希望やったんです。もうちょっと早くしても大丈夫です。大丈夫になりました。

●上脇委員　１時。

●安藤委員　どっちでも。

●大内委員長　ここでやるんですよね、当然。神戸でしたね。あと案を詰めていくので。１時でいいですか。じゃあ、１時から。

じゃあ、８月１１日が１時からですけれども、８月１１日までにするべきことをちょっと宿題というか、誠にに申し訳ないですけれども、分担して、またメールでやりとりをするというふうにしたいと思います。

●元吉委員　すみません。後半の共通課題は私がわかる範囲で書いたので、ほかにこんな視点も入れてほしいということだったり、ここはちょっと書き方が違うということがありましたら、コメントでも結構ですのでお寄せください。

それと、追加でちょっと聞かせていただきたいのが、共通課題としてなってしまったんですが、監査、監察機能を強化する機関の強化って、結構もう既にできてるところがあるんですが、これは新たにやらないといけないこととかは。③です。２１ページの一番下ですね。監査、監察機能を強化しなきゃいけないんですけど、もう市のほうで対応されたものがあるんですが、それ以外にも。

●上脇委員　だから、それは改善のところよりも、市の対応の評価で書けば、改善されたのは評価できますと、ただしそれだけでは不十分なのでという、そういうつなぎにすればええことないですか。市の対応に対する評価で、水道のところで書いていただいたら。

●元吉委員　水道のところで書いていただいたらいいんですか。

●大内委員長　書いていただいたら。

ごめんなさい。それから、さっき話が途中でちょん切れたけど、市の対応はどうするん

でしたっけ。だから、事務局で書いていただいたのが、市にお尋ねしてもこうですよという答えとイコールであれば、もうこれでいいんですけど。
●上脇委員　この中で僕らで見つけて、例えば消防のところは消防で評価すると、水道なら水道でピックアップして評価すると、そうすればいいですね。
●大内委員長　事務局のほう、それでいいですかね。ここに書かれてあるのは、公式にお聞きしてもこういう答えであると、イコールであるということであれば、もうこれでいきます。もし違ってたら、また細目が違うとか、これが入るとかいうんだったら、またメールください。それで、そしたら水道のほうの事実と評価とが複雑になってるので、問題点については、消防方式でちょっと書いてみたいと思いますので、安藤先生のほうで書いていただいたのものにちょっと肉づけしますので、先生のほうにまた送るからちょっとチェックしてもらえますかね。それは安藤先生と私とでいたしますので。
　あと、形として、「はじめに」というのと、「はじめに」はまた中身が変わるかもわかんないけど、ちょっと形を変えさせていただきます。それで、事務局のほうで書いていただいた事案の発生と市の対応なんですけども、ここまで詳しく書かなくても、前書きとしてはここまで詳しく書かなくてもいいかなというところもありまして、前書きが私は長いと思うてるし、ちょっとこの辺は縮めてみたいとは思います。
　それから、書き方だけど、委員の名簿とか、名簿ぐらいはいいかもしれないけど、条例とかこのまま入れますか？それとも、資料としてつけるという方法もあります。それから、委員会の活動にしても、もうちゃんと表になってますので、別表の資料として後ろに持っていくという方法がありますが。
●元吉委員　それでいいと思います。
●大内委員長　後ろのほうがいいよね。肝心のところを読むまでうわっといっぱい物があるのも。だから、後ろの別表でつけれるところは後ろでつけましょうかね。
　ほかに何か、そういう意味で資料としてつけないといけないものがあるでしょうか。諮問書はつけないかんね。諮問書は資料として入れてくださいね。後ろにつける資料。そうでないと、こういう諮問があったって、全部諮問の内容を本当は書かないかんので、諮問をつけると。ほかに何かつけないかん資料があったら、思いついたらまた言ってくださいね。
　そしたら、これ事務局のほうで、ちょっと前だけ縮めた形でほとんど作ってるから、それまた送りますので、さらに資料を後ろに回して、前置きはできるだけ短くという形でま

た整理してください。そこは私がいたします。

あとは、もう思いついたところも、どこが守備範囲というのではなくて、思いついたところ、それはメールのやりとりでお願いしたいと思います。

元吉委員のほうはえらい大変なあれですけれども、どうしようかな。改善策とかいうところに力を入れていただいて、あ、ここも書かないかんのかな。

●元吉委員　この間、最終報告に回せばとか言ってた文書はどうですか。

●上脇委員　どうですか。僕はちょっと前も言ったように、共通項を探して書くって相当大変なので、それぞれの事案ごとに問題点とか改革案を書くと。消防と水道で共通するものがあれば、そこまでは書いてもいいかなという気はするんですが、それ以上になってくると、多分全庁的な課題については最終報告でもいいかなという気がするんですが、ここは僕が個人的な考えで、多分僕としては、例えばパワハラの問題もそうだし、あと入札というか、随契の場合の開札、開封とか、幾つか他の部署にアンケートとか、場合によってはヒアリングとかしないといけないのかなと。そうして、どうも水道だけじゃないよとか、消防だけじゃないよというのが見えてくると、他のところにも言及できるかなという気がするんですね。要するに、今のところは、事件が起きて、それに対応して僕らは調べましたと、提言もします、それを超えて、実はその部署だけではないんじゃないかと、事件が起こる前にもっと注意すべきことがあるんじゃないですかというのが提言できれば、最終報告というか、答申としては立派なものができるんじゃないかなという気がするんですけどね。

●北林委員　私は、水道と消防だけだったんだけども、そこから見えてきたことは、やっぱり法令、コンプライアンスの問題であるとか、管理職の役割であるとか、あるいは隠蔽体質であるとか、隠蔽体質は水質の問題がちょっとあるんですけども、やっぱり共通部分に何かつながっていくと思うんですよね。だから、その部分はやっぱり今回の部分でもちょっと書いていただいて、そのことはどういうぐあいになってるのかという、他の部局については、例えば最終までの間にね、しかるべきときにヒアリングなり、やり方はちょっと難しいと思うんですけども、何かをして確認をしていくとか。それをやって、全体的なところをある程度見計らって最終報告出すという。その意味からいったら、今回の中間報告でも全体的なことを次に見透かした上でやるんですよというスタンスというか、その部分がないと、消防と水道だけでこうだったというのは、確かにそれは責任ある回答だとは思うんですけれども、ちょっと何か、言い方があれかもわからんですけど、インパクトと

いうか、そこの部分がどうかなという気がするんですけどね。

●大内委員長　今おっしゃったとおり、見えてきたものというのを３つほど今おっしゃいましたね。それは最後に書いとかないという気はしますけど。

●上脇委員　消防と水道と共通する部分があれば、僕も全く問題なく書けると思うんですね。指摘するときに、いや、ここはもう全体だよと言っちゃうと、ちょっとね。だから、共通部分までは僕は何ら問題ないと思う。

●元吉委員　全体ではなくて根っこなんですよね。だから、全体にかかわるといって、ほかの部署もそうでしょということを私たちは言ってるんではなく、消防の問題は消防だけで解決できませんよと、水道は水道だけの問題で解決できるものには限度がありますと。それには根本の根っこがあるんですよということの根っこの存在を言っておくということは、それが当然波及すれば全体にもかかわるでしょというのは推測の話で、消防の問題を解決するには根っこから変わんないと消防自体を変えることはでき切れませんという意味の提言ですね。それはトップのやっぱりコミットメント（確約）であり、管理職の責任の持ち方であり、今おっしゃられた、まさしくコンプライアンスというものがどこか希薄化されているとしたら、それをやっぱり根幹に、公務員なので置くということから、根っこをちゃんと持ちましょうだし、それをマネジメントする所属長、やっぱり管理職が責任を持つということ、責任意識が必要でしょう。それを機能させる、隠ぺい体質とは言いません、逆に健全なマネジメントの組織体質というものをつくるという環境がまずあった上で、個々の監査とか入札とか、そういう指導とかが当然機能できるでしょうと。何かその根っこの３つとおっしゃられたのは。

それで、その準備を、じゃあ根っこだなと思っていただけるかどうか。根っこに対して手を打たなきゃいけないなということを心づもりいただく期間が半年は要るかなと思うんですね。中間報告してから年度末の間に、これをどれぐらい根っことして捉え、根っこを耕したり、根本的な何か方針を作ったりする気になるかどうかが、多分半年ご準備いただいて、新年度から、じゃあやろうじゃないかと思っていただくのか、年度末に報告を受けてから、そんなこと言われても今年はそんな予定じゃないという話に次の年になってしまったら、もうまた１年繰り越すので、それこそが心配かなと思ったりします。

●大内委員長　２１ページあたりからのあれですよね。共通する改善策、このあたりも書き込んでいただいているけれども、さらにそれぞれのご意見的なものが反映できればなと思いますので。大体分担ってこれでよいのかな。

８月１１日までに何とかこの改訂版、改訂版ということでやりとりがあると思うんですけれども。
●北林委員　そやから、まとめが移行されるので、元吉さん大変やと思いますから、委員としていろいろなコメントや意見があるんやったら、例えば７月中にとか、８月のしかるべきときまでにメール寄こせよと。そうでないと、なかなか大変ではないんですか。いろいろ意見があるんやけど。
●大内委員長　私一人がまとめる、いや、事務局にまず、それぞれの意見をどこにはめ込むか、どこにどういう意見をはめ込んでくれというのは指示していただいて、はめ込んだものをその都度その都度更新していくのがいいんじゃないですか。
●元吉委員　どこに？メール上に投げていく感じですかね。
●大内委員長　メールで投げていって……。
●元吉委員　加工していただくという感じですかね。この間荒木さんやっていただいたみたいに、どんどん出していったものを加工していただく、そんな感じでいいですかね。
●大内委員長　そうですね。だから、部分的に抜き出して、ここんところにこういうのを入れてくださいなと事務局のほうに指示していただいたら、それをはめ込んだものが返ってくる。それでまた、誰かさんがこう言ったら、それをはめ込んだものが返ってくる。ただ、全部更新しちゃうと前のがなくなると困るんかな。
●荒木庶務係長　ファイル面の後ろに日付と更新したとこを入れて。
●大内委員長　更新分は日付を入れて。
●荒木庶務係長　回数を入れて、３回目、４回目とずっと増やしていくようにします。
●大内委員長　そうしましょうか。
●元吉委員　とりあえずは増やしといていただいて。
●大内委員長　前どうやったかなというのは、こちらに前にもらったメールを見ればわかるわけですから。
●上脇委員　作業のしやすさかといくと、僕が今までやってきてる作業のほうが楽なんですよね。今までのやつに修正していって皆さんに投げかけて、それにまた皆さんが手を加えていただくほうが、事務局のやつを待ってたらそれだけ作業が遅れちゃうかなというところがあって。
●大内委員長　じゃあ、まず先にメンバーに投げかけたのと一緒のものを事務局に送る。事務局でもまとめといてもらわないといかんでしょ。

●上脇委員　あ、事務局で作業してもらわんといかんのは最初はあると思うんですよ。誤字、脱字のところは、もうこれ変えたやつを送っていただいて、あと、さっき言ったみたいに、加筆されるとか、元吉さんのほうで移動するとか、そういう作業をやるときに、一回一回向こうのほうでするよりも、こっちのほうでもう組みかえたやつを送ったほうが、それにまた手を加えるというやり方のほうが。自分のほうで作業しとって、ほかのが来たらその部分だけ入れかえればいいんで、そっちのほうが作業は僕はやりやすいんで。早いんですよね。

●元吉委員　やれる人はやりましょうと、やれない人でコメントだけ出す人はそれを出しましょう、そのときは事務局がよろしく。

●大内委員長　前どうだったかと、ごっちゃにならへんかと思って、それだけです。いやいや、変えてみたものの、やっぱり前のほうがよかったというときに、え、前のはどうだったのって。

●上脇委員　ああ、僕は全部残してるので。

●大内委員長　私も残してますけども、残ってるのがたくさんになってわけわかんなくなって、だんだんと。

じゃあ、そういうやりとりで、とにかくできるところまでやりましょう。

●上脇委員　そうですね。消防のところももうちょっと、すみません、この間もちょっと変ないいわけをしましたが、ちょっと目が余り調子よくなくて、資料を見るのがちょっと滞ってて、大分回復してきたので、もう一回資料を読み返し、見直しして、水道のところはお願いするとして、消防のところをもう一回、不足が僕はあるかもしれないので、僕のほうでもチェックし直しますので。

●大内委員長　それと、もし余裕があれば、その他の、もちろんその他についてのご意見もお願いします。北林さんもよろしくお願いしますね。今おっしゃったようなことは大事なことやと思いますので、後ろのほうでまとめてくださいませ。

それじゃあ、もう４時になるので、少し前に終わろうと思うてたんだけど、大丈夫ですか、お時間。じゃあ、今日はこのあたりで終わりにしたいと思います。事務局のほうにお返しします。

●安田総務課長　ありがとうございます。最後に中間答申の仕方をどうするかというようなお話を前にさせていただいておりまして、正副委員長さんのほうでは日程的なことをお知らせはしてるんですが、市長のほうが空いてる日程が８月２６日の火曜日の午前中と２

７日の午後３時以降、それから９月８日と１０日は１日空いてるということで、このあたりで一度調整していただいて、市長室のほうで委員長さんのほうから市長に渡していただくというようなやり方でどうかなというふうにはこちらは考えておるんですけれども。

●大内委員長　私だけでよろしいのでございますか。

●安田総務課長　あと、上脇委員長代理も同席していただけるならというあたりをちょっと決めていただいたらと思うんですけど。

●大内委員長　今おっしゃった日付で、私の都合ばっかし言いますと、８月２６日は何時でもオーケーです。もう前から２５、２６はたしか空けてたんじゃないかな。２６というて今おっしゃったでしょ、今。２６、あ、午前中ですか、朝早くに行かなあかん。２６だったら大丈夫。それから、２７はちょっと。

●上脇委員　ただ、予定では、８月１１日に会議やって、次が８月２５日ですよね。要するに、今度の１１日でほぼ決まればいいんですが、最後はもう文書の確認ぐらいになるのでいいんですが、作業としてまだ２５日で結構やるってなると、翌日提出は難しいと思うんですが。

●大内委員長　そうね。９月でもいいですか。ということは９月やね。

●上脇委員　多分次回ぐらいで何となく見えてくるかなという気もするんですが、今決めなくてもという。

●大内委員長　いや、予定が入ってる。９日だったら私１日今のところ空いてますけど。あけとかないと、また。９はだめ、８と１０。

●元吉委員　議会が始まる、９月から。

●大内委員長　９月だったらだめ。いや、だって市長さんのご都合を今聞いたら、８月の後半、２５、２６以外はもう８月だめなんでしょ。あと９月なんでしょ。

●荒木庶務係長　８月１１日の直前の市長の日程押さえて、次回９月に入れて、先生の都合が今から入ってくる。

●上脇委員　会議が入ってくるので、そこがまだちょっと決まってないので。

●安田総務課長　そうしたら、もう一度ちょっと市長の日程調整をして、折り返しメールで、空いてる日を連絡させていただくことにします。

●大内委員長　一応２５も予定しとかないかんのやね、午後から一応。

●上脇委員　そうですね、委員会として。

●大内委員長　そうか、ほんなら２８、２９はなしね。前、空けとかないかんかなという

て、あけてますが、それは一応なし。なしにしたら予定入ってきますけど。

●上脇委員　提出のね。

●大内委員長　そうそう、提出日として２８、２９あたりをあけておりましたけど。

●安田総務課長　すみません、市長が不在なんで。

●大内委員長　このときは不在やから、なしやね。はいはい。

　じゃあ、もう一度市長のご予定いただいてメールください。それで調整してくださいな。

●安田総務課長　連絡させていただきます。

●元吉委員　あと、すみません、今報告の中に階層別の書き方になってきているので、階層別の役割定義が人材育成基本方針にあるだけなのか、それとも人事評価制度をされるときに評価指標とか役割定義とかをされている……。

●安田総務課長　役割のわかるものがあれば？

●元吉委員　ありませんか？人事評価制度をするときに必ず役職別の役割と評価、企画力とか何力とか、能力指標、ありますね。それと決裁規程と。

●安田総務課長　わかりました。準備いたします。

午後４時　閉会